

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月24日
【事業年度】	第6期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)
【会社名】	株式会社グリムス (旧会社名 株式会社コビキタスエナジー)
【英訳名】	gremz, Inc. (旧英訳名 Ubiquitous Energy, INC.) (注)平成23年3月11日開催の臨時株主総会の決議により、平成23年4月1日付で会社名を上記のとおり変更いたしました。
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 政臣
【本店の所在の場所】	東京都品川区東五反田五丁目23番7号
【電話番号】	(03) 5795-1855
【事務連絡者氏名】	専務取締役 小野 裕章
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東五反田五丁目23番7号
【電話番号】	(03) 5795-1855
【事務連絡者氏名】	専務取締役 小野 裕章
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次 決算年月	第2期 平成19年3月	第3期 平成20年3月	第4期 平成21年3月	第5期 平成22年3月	第6期 平成23年3月
売上高 (千円)	943,426	1,890,440	2,880,327	3,389,573	3,888,053
経常利益 (千円)	68,749	210,417	382,205	513,633	488,459
当期純利益 (千円)	35,636	111,861	207,956	278,844	271,013
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	167,700	249,362	376,540	383,160	385,445
発行済株式総数 (株)	12,056	14,006	1,695,500	1,724,900	1,734,500
純資産額 (千円)	189,011	378,872	840,300	1,125,765	1,300,167
総資産額 (千円)	345,149	723,737	1,284,677	1,638,837	1,736,469
1株当たり純資産額 (円)	15,374.02	27,050.73	495.61	652.66	771.84
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	()	()	()	30.0 ()	30.0 ()
1株当たり当期純利益金額 (円)	3,521.89	8,358.69	146.95	163.09	158.74
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)			136.97	155.78	153.43
自己資本比率 (%)	53.7	52.3	65.4	68.7	74.9
自己資本利益率 (%)	30.58	39.65	34.11	28.37	22.34
株価収益率 (倍)			9.96	8.40	5.96
配当性向 (%)				18.4	18.9
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	62,430	192,323	174,071	312,854	93,625
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	31,925	27,690	51,315	124,349	178,286
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	97,708	72,730	219,579	6,620	96,540
現金及び現金同等物の期末 残高 (千円)	164,422	401,785	744,121	939,247	758,045
従業員数 (名)	96	160	236	220	250
(外、平均臨時雇用者数)	(19)	(20)	(1)	()	()

(注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社がないため記載しておりません。

4. 第5期の1株当たり配当額には、上場1周年記念配当10円が含まれております。

5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第2期・第3期は新株予約権はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
6. 第2期・第3期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
7. 配当性向については、第4期まで無配のため記載しておりません。
8. 当社は、第2期の財務諸表については、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、第3期以降の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツ（第5期以降は有限責任監査法人トーマツ）の監査を受けております。
9. 従業員数は、就業人員数（当社から社外への出向者を除く。）を表示しております。
10. 当社は、平成18年10月20日開催の取締役会決議に基づき、平成18年11月7日付で株式1株につき4株の株式分割を行っております。
当社は、平成20年6月10日開催の取締役会決議に基づき、平成20年7月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。
当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たりの指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。

回次 決算年月	第2期 平成19年3月	第3期 平成20年3月	第4期 平成21年3月	第5期 平成22年3月	第6期 平成23年3月
1株当たり純資産額 (円)	153.74	270.51	495.61	652.66	771.84
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	()	()	()	30.0 ()	30.0 ()
1株当たり当期純利益金額 (円)	35.22	83.59	146.95	163.09	158.74
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)			136.97	155.78	153.43

2【沿革】

年月	事項
平成17年7月	エネルギーコスト及び環境負荷の削減に係る事業を行う目的で、東京都新宿区に株式会社コピキタスエナジー(資本金5,000万円)を設立。
平成17年9月	エネルギーコストソリューション事業として低圧電力需要家向けの電子ブレーカー販売を開始。
平成18年2月	(株)ネオインターナショナルと電子ブレーカーの販売代理店契約を締結。 (有)NEOコーポレーション(現：(株)NEOコーポレーション)と電子ブレーカーの売買基本契約を締結。
平成18年8月	関西地区への販売拠点として大阪市中央区に大阪支店を開設。
平成18年11月	業容及び人員数の拡大に伴い、本社を東京都新宿区から東京都品川区へ移転。
平成19年1月	高島(株)とエコキュート等の商品売買取引基本契約を締結。
平成19年2月	(株)アントレプレナーとCMSソフトの販売に係る「工事ドットネットサービス契約」を締結し、リレーションシップ事業としてWebプロモーション事業を開始。
平成19年5月	中部地区への販売拠点として名古屋市中区に名古屋支店を開設。
平成19年7月	エコロジーソリューション事業としてエコキュート及びIHクッキングヒーターの販売開始。
平成19年10月	九州地区への販売拠点として福岡市博多区に福岡支店を開設。
平成19年11月	(株)ネオ・コーポレーションと電子ブレーカーの商品売買取引基本契約を締結。
平成20年3月	業容及び人員数の拡大に伴い、名古屋支店を中区栄から同区丸の内へ移転。
平成20年7月	東北地区への販売拠点として仙台市宮城野区に仙台支店を開設。
平成20年7月	業容及び人員数の拡大に伴い、大阪支店を中央区心斎橋から同区本町へ移転。
平成21年3月	(株)ジャスダック証券取引所に株式を上場。
平成21年7月	(株)コロナとエコキュート等の取引基本契約を締結。
平成21年8月	(株)京セラソーラーコーポレーションと住宅用太陽光発電システムの販売店取引基本契約を締結。 エムケー精工(株)とLEDディスプレイの販売店契約を締結。
平成21年10月	ブログパーツ型環境貢献サービスを行うインターネット上のウェブサイト「グリムス(gremz)」の譲受けに関する売買契約を締結し、運営を開始。 (株)フィナンテックとCCFL照明灯の特約店契約を締結。
平成21年11月	中国・四国地区への販売拠点として広島市中区に広島支店を開設。 (株)ハウスケアと太陽光発電システム等の継続的商品売買取引基本契約を締結。
平成22年3月	業容及び人員数の拡大に伴い、名古屋支店を中区丸の内から同区栄へ移転。
平成22年4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所JASDAQ(現 大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード))に上場
平成22年4月	リレーションシップ事業から撤退。 グリーンハウスプロジェクト事業として住宅用太陽光発電システム等の店舗販売を開始。

- (注) 1. 平成23年4月1日付で新設分割の方式の会社分割を実施し、(株)グリムスソーラー・(株)GRコンサルティングの2社を設立し、持株会社制へ移行いたしました。また、同日付で商号を(株)グリムスへ変更いたしました。
2. 平成23年6月1日付でプレミアムウォーター(株)と合併会社(株)グリムスプレミアムウォーターを設立し、平成23年7月よりウォーターサーバー事業を開始いたします。

3【事業の内容】

当社の事業は(1)エネルギーコストソリューション事業、(2)エコロジーソリューション事業、(3)グリーンハウスプロジェクト事業により構成されております。各事業の内容は以下のとおりであります。

なお、次の3部門は「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

(1) エネルギーコストソリューション事業

当社の「エネルギーコストソリューション事業」は、顧客に対してエネルギーコスト削減の提案を行う事業ですが、現在は、低圧電力(200V)需要家向けに電力料金削減コンサルティングを行った上、電力契約の種類変更の提案、電力会社に対する種類変更の申請代行及び電子ブレーカーの販売(当社は提携しているリース会社に対して電子ブレーカーを販売し、顧客がリース会社とリース契約を締結することにより、電子ブレーカーの提供を受ける形態が大半となります。)を行うもので、その対象は中小規模事業者です。

事業者向けの電力契約には、大別して従量電灯契約(電圧100Vで住宅向けの契約)、低圧電力契約(電圧200Vで動力を使用する需要家に対する契約)、業務用電力契約(自家用受電設備を持ち、電灯・小型機器と動力を合わせて使用する需要家に対する契約)、高圧電力契約(自家用受電設備を持ち動力を使用する需要家、又は契約電力が500kW以上2,000kW未満の需要家に対する契約)の4種類の種別があります。

当社の事業の対象となるのは、このうち低圧電力契約を電力会社と締結している事業者であり、自社の受電設備を持たず、かつ、独立した建物構造を持つ中小規模事業者で、商店・寮・医院・学校・事務所・ガソリンスタンド・営業所・小工場・旅館などがこれに該当します。

また低圧電力契約には、負荷設備契約と主開閉器契約の2種類があります。負荷設備契約では、建物内の電力を使用する機械の各々の最大使用電力量(kW)を合計したものを基礎に契約電力を計算し、これに基本料金単価を乗じて基本料金が決定されます。

一方、主開閉器契約では、電力の需要家が自らの判断で使用する最大の電力量(kW)を決めるもので、基本料金も登録した電力量に基本料金単価を乗じて決定されます。

通常、工場に設置されている全ての機械・機器を同時に、かつ、各々の最大使用電力量で稼働させる中小規模事業者は少なく、多くの低圧電力需要家では負荷設備契約よりも主開閉器契約を選択した方が基本料金は下がることとなります。しかしながら、現状の低圧電力契約はその大半が負荷設備契約となっております。これは主開閉器契約が認められた平成8年1月以降、主開閉器契約への移行を促進する企業が少なかったこと等が要因であります。

そこで当社は、低圧電力需要家のうち負荷設備契約を締結している顧客に対して電力の利用実態に係る実地調査及び分析を行うことによって電力料金削減のコンサルティングを実施し、顧客にとって最適な電力契約の種類を明らかにします。

利用実態の調査・分析の結果、主開閉器契約が最適である顧客に、電力の基本料金引き下げのために電力契約の種類変更を提案し、安全・確実な電力供給を確保するために当社が必要と判断する電子ブレーカー(注)の設置を助言すると同時に、当該電子ブレーカー設置工事の手配やリース契約締結の事務代行、電力会社に対する電力契約の種類変更申請の代行業務までを一貫して行い、最終的には提携しているリース会社に対して電子ブレーカーを販売することで収益を獲得しています。

他方、顧客は当社の電力料金削減コンサルティングの結果、電子ブレーカーを設置し、電力契約の種類を変更することで基本料金が下がることとなりますが、基本料金の削減額と電子ブレーカーに係る毎月のリース料負担との差額が、顧客にとってのメリットとなります。

(注) 通常のブレーカー(熱伝導式ブレーカー)ではその構造上、許容電流量の上限、過電流許容時間の上限ともに曖昧なため、電力契約の種類変更(負荷設備契約から主開閉器契約へ)に際しては、実測電流値を上回る容量を確保する必要があります。それに対して電子ブレーカーは、電子制御によりJIS規格で定められた範囲内で正確に動作するため、実測電流値に近い、必要最低容量での設定が可能となります。

また、電気供給約款(電力使用契約に関する電力会社と利用者の約諾書)に基づき設定した契約容量を超えて電力を使用しても、JIS規格で定めた一定の時間内であれば許容されます。通常のブレーカーでは契約容量を超えて電力が使用されるとブレーカーが作動し電流が遮断されますが、電子ブレーカーではJIS規格で許容された時間内であれば電力を遮断しないように設計されているため、許容時間内に使用電力量の調整を行えば、電流遮断のリスクを回避することが可能となります。

以上のとおり、主開閉器契約への契約変更に際し、通常のブレーカーに代えて電子ブレーカーを設置することが必ずしも必要となるものではありませんが、電子ブレーカーを設置することで、より安全・確実な電力の供給を確保しつつ、基本料金を引き下げることが可能となります。

(2) エコロジーソリューション事業

当社の「エコロジーソリューション事業」は、CO₂削減等の環境負荷削減に資する商品の販売を行う事業ですが、現在は一般家庭向けにエコキュート、IHクッキングヒーター及び住宅用太陽光発電システムを販売しています。エコキュートは正式名称を自然冷媒ヒートポンプ式給湯器と言い、ヒートポンプで空気中の熱を集め、CO₂を冷媒として圧縮機に運び、電気エネルギーによって圧縮して高温を発生させてお湯を沸かす装置です。従来の燃焼式給湯器と比較して、環境負荷の高いフロンを使用しないという特徴があります。

当社は、エコキュート、IHクッキングヒーター及び住宅用太陽光発電システムについて潜在需要のある個人の顧客に対して、対面による詳細な説明によって契約締結に結びつけています。エコキュート等の商品は商社・メーカー等から仕入れ、取付工事の手配、クレジットの取次まで一貫して行い、最終的には個人の顧客に対して商品を販売することで収益を獲得しています。

当事業は平成19年7月から開始されましたが、現在では売上規模でエネルギーコストソリューション事業に次ぐウェイトを占めております。

(3) グリーンハウスプロジェクト事業

当社の「グリーンハウスプロジェクト事業」は、CO₂削減等の環境負荷削減に資する商品の店舗販売を行う事業ですが、主に一般家庭向けに住宅用太陽光発電システムやエコキュート等を自社運営店舗にて販売しています。住宅用太陽光発電システムは、屋根などに設置された太陽電池モジュールに太陽光が当たると発電します。この電気は直流の為、家庭で使用できる交流にパワーコンディショナを使って変換します。パワーコンディショナから家庭の分電盤に接続し、電力会社より自動的に不足分の電気を買ったり、余剰分の電気を売ったりできるという仕組みです。

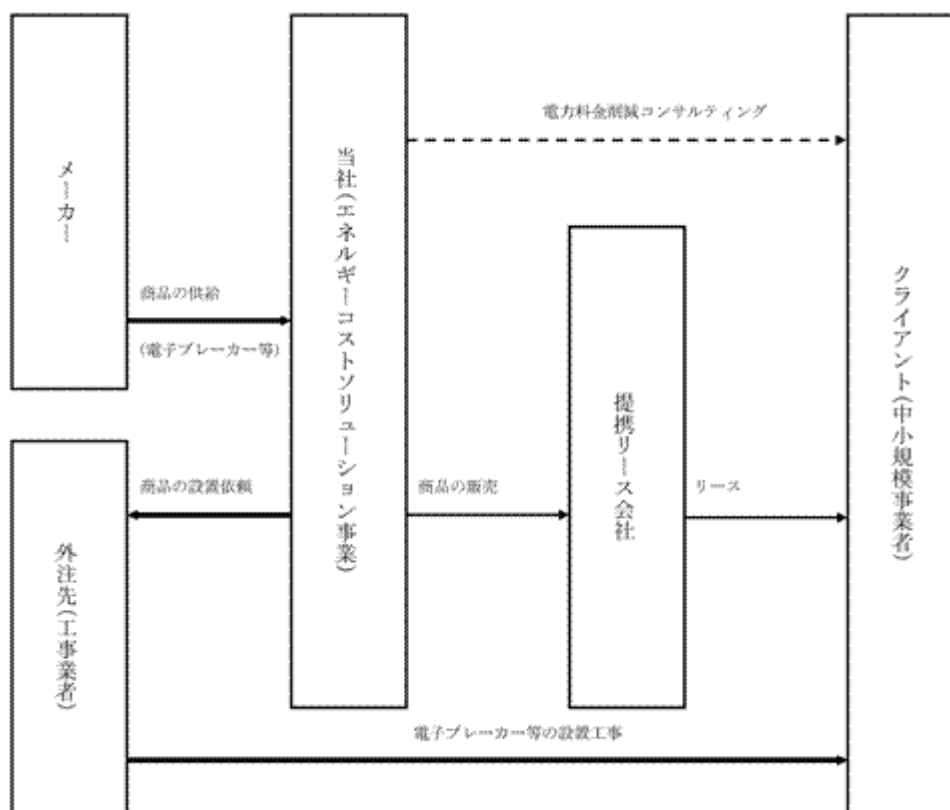
当社は、大型商業施設等にて自社で運営する店舗を構え、一般家庭向けに住宅用太陽光発電システムやエコキュート等の環境負荷削減型商品の店舗販売を行い、対面による詳細な説明によって契約締結に結びつけています。住宅用太陽光発電システム等の商品は商社・メーカー等から仕入れ、取付工事の手配、クレジットの取次まで一貫して行い、最終的には個人の顧客に対して商品を販売することで収益を獲得しています。

当事業は平成22年4月から開始されましたが、当事業年度にて売上構成比16.1%を占める水準まで売上規模が拡大しております。

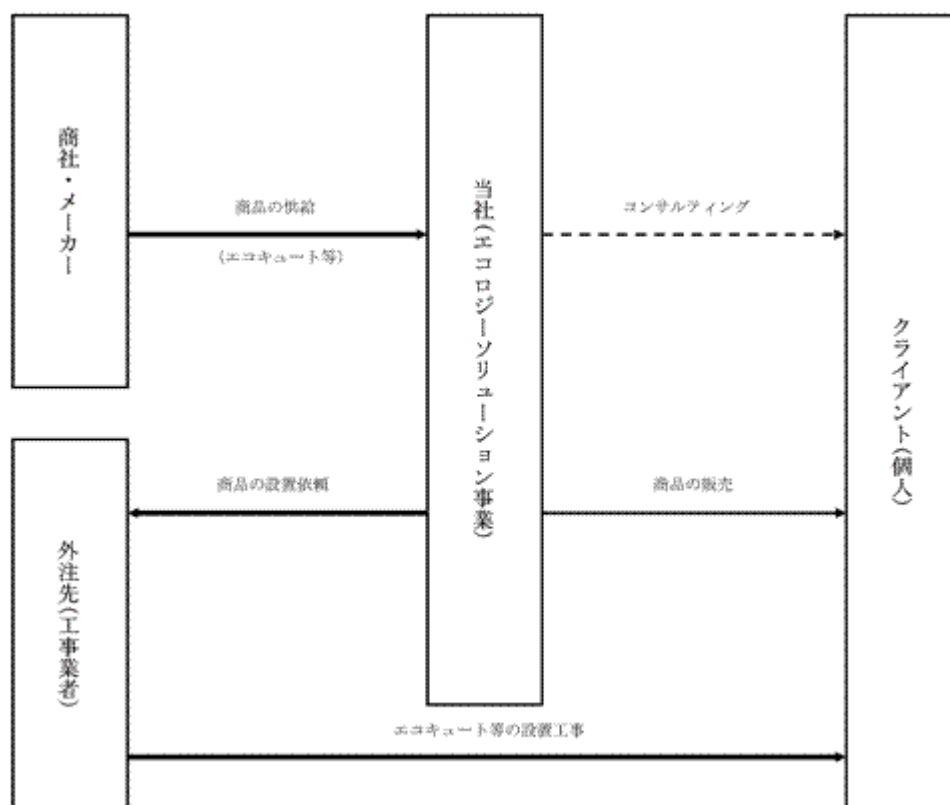
[事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと以下のとおりであります。

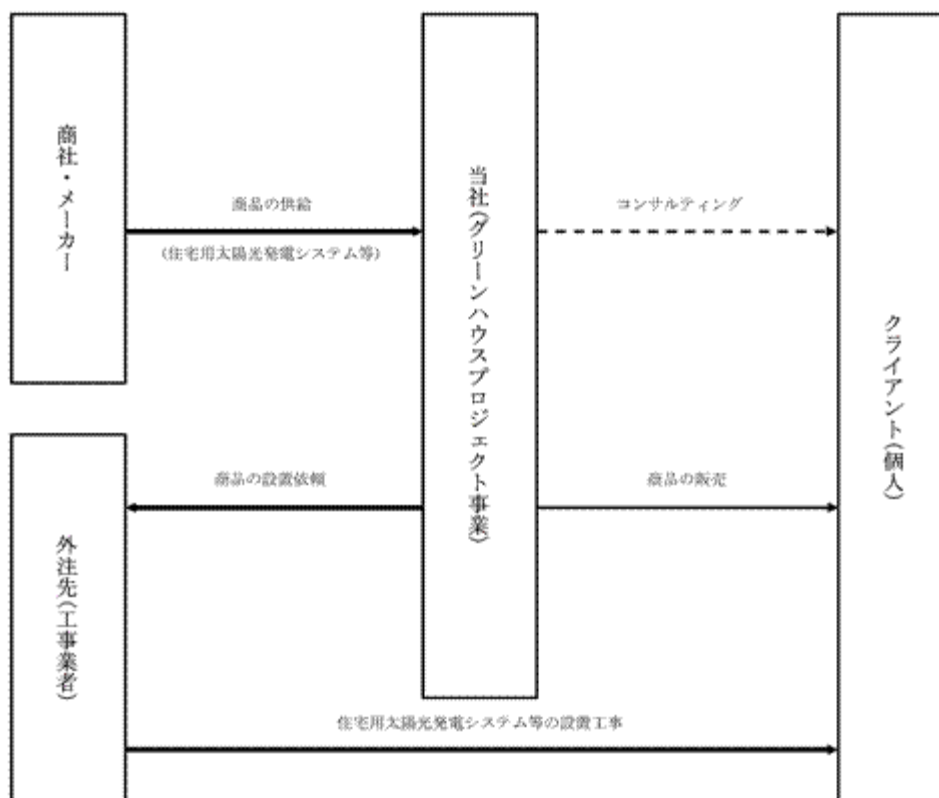
エネルギーコストソリューション事業



エコロジーソリューション事業



グリーンハウスプロジェクト事業



(リレーションシップ事業からの撤退について)

当社は、市場規模の増大が予想される環境負荷削減型商品の販売をより一層強化するため、経営資源の効率的な活用や今後の見通し等を総合的に判断した結果、平成22年4月21日開催の取締役会決議に基づき、リレーションシップ事業から撤退しております。

(会社分割による持株会社制への移行について)

当社は、平成23年3月11日開催の臨時株主総会の決議に基づき、平成23年4月1日付で新設分割の方式の会社分割を実施し、持株会社制へ移行いたしました。また、同日付で商号を株式会社ユビキタスエナジーから株式会社グリムスへ変更いたしました。

詳細は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

(ウォーターサーバー事業の開始について)

当社は、従来の商品ラインナップに加え、健康と安全に役立つ商品の取扱いを開始するため、平成23年5月20日開催の取締役会決議に基づき、ミネラルウォーターの製造・販売の実績があるプレミアムウォーター株式会社と平成23年6月1日に合弁会社の株式会社グリムスプレミアムウォーターを設立し、平成23年7月よりミネラルウォーターの宅配を行うウォーターサーバー事業を開始いたします。

詳細は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
250	27.1	1.9	3,674

セグメントの名称	従業員数(名)
エネルギーコストソリューション事業	139
エコロジーソリューション事業	41
グリーンハウスプロジェクト事業	22
報告セグメント計	202
全社(共通)	48
合計	250

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除く。)であります。
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理本部・業務部・事業開発部に所属しているものであります。
 4. 従業員が前事業年度末に比べ30名増加しましたのは、主に業容拡大に伴う採用増によるものであります。

(2) 労働組合の状況

当社は、労働組合が結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しており、特筆すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度における我が国経済は、輸出の増加基調や企業収益の改善、設備投資の持ち直しなど、改善に向かう動きが見られましたが、東日本大震災の影響による輸出や生産、個人消費の低下などにより、先行きは不透明な状況となっております。

エネルギーコストソリューション事業のコンサルティングの対象である中小規模事業者については、中小企業製造業の業況判断が7四半期連続の改善となりました。但し、先行きについては慎重な見方となっております。また、エコロジーソリューション事業及びグリーンハウスプロジェクト事業の対象となる一般家庭については、個人消費は持ち直しの動きが見られました。エコキュート及びIHクッキングヒーターについては、オール電化住宅の普及に伴い市場は広がりを見せていました。住宅用太陽光発電システムについては、国や自治体による普及促進の動きを受け、市場は広がりを見せていました。

当社は、エネルギーコストソリューション事業やエコロジーソリューション事業といった既存事業については営業人員増等の業容拡大により成長を目指すと共に、平成22年4月より住宅用太陽光発電システムの店舗販売を行うグリーンハウスプロジェクト事業を開始し、事業者や一般家庭における電力料金削減や環境負荷削減に役立つ商品・サービスの販売を拡充してまいりました。創業以来の主力事業であるエネルギーコストソリューション事業は、前事業年度までは売上高全体の77%以上を占めておりましたが、収益の特定事業への依存を回避し、主力事業を複数保有することを目指して事業を行った結果、エコロジーソリューション事業及びグリーンハウスプロジェクト事業は順調に売上高を伸ばし、両事業の売上高シェアは当事業年度において売上高全体の36%まで伸長しております。

売上高につきましては、住宅用太陽光発電システムの好調な販売等により、当事業年度における売上高は3,888,053千円(前期比14.7%増)となりました。

利益面につきましては、グリーンハウスプロジェクト事業の開始に伴う店舗費用及び広告宣伝費等の増加、社内ERPシステム構築やCTIシステム導入にかかる減価償却費等により、販売費及び一般管理費が増加し、営業利益は486,508千円(前期比3.3%減)、経常利益は488,459千円(前期比4.9%減)、当期純利益は271,013千円(前期比2.8%減)となりました。

セグメントの業績は、以下のとおりであります。

エネルギーコストソリューション事業

営業社員の育成について、上半期より顕在化していた進捗の遅れを取り戻すべく育成強化を図ってまいりましたが、成果を出すまでに時間を要し、販売単価の下落につながり、10月度以降2月度までの単月売上高はいずれも前年を下回る水準で推移いたしました。一方で3月度の受注状況については上昇傾向にあったものの、東日本大震災の影響により仙台支店及び東京本社が通常通りの営業活動を行えず、3月度での受注の積み上げは限定的なものとなりました。以上の結果、売上高は2,459,551千円(前期比6.2%減)、営業利益は990,298千円(前期比3.6%増)となりました。

エコロジーソリューション事業

エコキュート、IHクッキングヒーターといった環境負荷削減型商品に対する旺盛な需要を背景に、受注は順調に推移いたしました。3月度については、仙台支店が通常通りの営業を行えなかったこと、商品の一部部品の不足により十分な商品調達が出来ず商品の設置が十分に行えなかったことなど、東日本大震災の影響により3月度単月売上高は40百万円減少いたしました。以上の結果、売上高は796,118千円(前期比27.9%増)、営業利益は175,015千円(前期比68.2%増)となりました。

グリーンハウスプロジェクト事業

住宅用太陽光発電システムについては、環境負荷削減型商品に対する旺盛な需要と、国や自治体による補助金の支給といった普及促進の動きを受けると共に、営業ノウハウの蓄積の効果もあり、受注は順調に推移いたしました。但し、未だ販売費及び一般管理費を回収する利益水準ではなく、売上高は627,273千円、営業損失は27,981千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末に比べ181,202千円減少し、758,045千円となりました。

当事業年度中における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において営業活動の結果得られた資金は93,625千円(前期比70.1%減)となりました。

これは主に、税引前当期純利益の計上485,838千円による資金の増加、及び法人税等の支払280,175千円、売上債権の増加110,598千円による資金の減少によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において投資活動の結果使用した資金は178,286千円(前期比43.4%増)となりました。

これは主に、有形固定資産の取得による支出53,015千円、無形固定資産の取得による支出97,485千円、敷金及び保証金の差入による支出25,490千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において財務活動の結果使用した資金は96,540千円(前年同期は6,620千円の獲得)となりました。

これは主に、自己株式取得目的の金銭の信託の設定による支出50,000千円、配当金の支払額51,527千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 仕入実績

当事業年度の商品仕入実績をセグメントごとに示すと、以下のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	前期比 (%)
エネルギーコストソリューション事業(千円)	450,312	82.9
エコロジーソリューション事業(千円)	346,593	116.2
グリーンハウスプロジェクト事業(千円)	516,026	-
報告セグメント計(千円)	1,312,932	156.1
その他(千円)	11,042	19.6
合計(千円)	1,323,974	147.5

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. グリーンハウスプロジェクト事業は、平成22年4月21日より新たに開始した事業であるため、前期比は記載しておりません。また、その他は、平成22年4月21日付で撤退したリレーションシップ事業であります。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績をセグメントごとに示すと、以下のとおりであります。

事業別	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	前期比 (%)
エネルギーコストソリューション事業(千円)	2,459,551	93.8
エコロジーソリューション事業(千円)	796,118	127.9
グリーンハウスプロジェクト事業(千円)	627,273	-
報告セグメント計(千円)	3,882,943	119.7
その他(千円)	5,110	3.5
合計(千円)	3,888,053	114.7

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、以下のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
	金額(千円)	割合 (%)	金額(千円)	割合 (%)
株式会社クレディセゾン	1,946,887	57.4	1,953,474	50.2
株式会社オリエントコーポレーション	-	-	710,508	18.3
NECキャピタルソリューション株式会社	352,316	10.4	-	-

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 前事業年度の株式会社オリエントコーポレーション及び当事業年度のNECキャピタルソリューション株式会社については、割合が10%未満のため記載を省略しております。

4. グリーンハウスプロジェクト事業は、平成22年4月21日より新たに開始した事業であるため、前期比は記載しておりません。また、その他は、平成22年4月21日付で撤退したリレーションシップ事業であります。

3【対処すべき課題】

(1) 人材の育成

当社の現在の事業は、中小規模事業者を対象とする電子ブレーカーの販売と、一般家庭向けのエコキュート及びIHクッキングヒーター並びに住宅用太陽光発電システム等の販売です。当社は直接顧客に働きかけて営業を行う必要があるため、当社の業績は優秀な営業人員の確保とその育成速度に依存しています。そのため、平成23年3月期より本格的に稼働しているCTIシステムの効果的な活用により、営業社員の活動の一層の効率化、顧客対応スキルの向上、新入社員の成長速度の向上を促してまいります。また、平成23年3月期より本格的に開始した店舗での販売については、店舗販売に熟達した営業社員の早期育成が重要な課題と認識しております。店舗販売の開始から現在まで蓄積してきた営業ノウハウの向上と教育により、営業社員の早期育成の加速化を目指したいと考えております。

(2) 仕入先・外注工事先の確保

当社の仕入先は、現状電子ブレーカーで2社、エコキュート及びIHクッキングヒーターで3社、住宅用太陽光発電システムで2社となっております。仕入先数の増加は顧客への安定的な製品供給や品揃えの面で重要です。当社としては、現状の仕入先と良好な関係を維持するとともに、特にエコキュート及びIHクッキングヒーター並びに住宅用太陽光発電システムについては、当社の販売数量の増加に伴い仕入先数を増やしていくことが課題と認識しております。

また、当社の販売方法では電子ブレーカー・エコキュート及びIHクッキングヒーター・住宅用太陽光発電システム等の販売にはいずれも設置工事の手配が伴うため、効率的な販売活動を行うために、工事業者の確保が必須です。当社は、仕入先のメーカーや商社の紹介による優良工事業者の確保に加えて、当社独自のルートでも信頼できる工事業者の発掘を継続的に行ってまいります。

(3) 店舗の開設と運営

当社は、住宅用太陽光発電システム等の販売を目的として、平成23年3月期より大型商業施設等での自社運営店舗の開設を本格化しており、今後も継続して店舗開設を推進していく予定です。

店舗販売については、店舗の立地条件や店舗設計、運営方法の巧拙が業績に影響を及ぼすものと考えられます。そのため、店舗開設に際しては、綿密な市場調査に基づいて出店地域の選別を行い、収益性を考慮して適正規模の店舗を開設し、魅力的な店舗作りを行う方針です。

また、店舗の運営に際しては、適正規模の人員を配置し、効率的な広告宣伝活動の推進と、来店顧客への対応ノウハウの向上と蓄積を図っていく方針です。

(4) 内部統制システムの強化

当社は、平成19年3月開催の取締役会において、会社法上要請される「内部統制システムの整備の方針」に関する決議を行っており、その後平成20年3月開催の取締役会においても最近の動向を踏まえて文言を一部改訂して再度決議をしています。また金融商品取引法上要請される内部統制システムの構築に関しても平成19年6月より社内プロジェクトを立ち上げ、これに取り組んでおります。

また、平成22年4月より顧客管理システムと会計システムを統合する社内ERPのシステムを運用しており、内部統制システム整備・運営上の課題や、平成23年4月の持株会社制への移行に伴い発生するシステム上の変更事項が発生しています。当社は、監査役監査や内部監査の過程で常に当社内外の状況変化に応じた内部統制システムの変更の必要性につき監査し、その結果を経営幹部へ速やかに伝達、対応策等の早期構築を促していく方針であります。

(5) 法令遵守体制の強化

当社は、中小規模事業者や一般家庭を対象とする販売会社であるため、厳格な法令遵守体制の構築は当然のこととして、さらに一歩進めた説明責任の徹底と顧客の当社サービスに対する真の理解と満足の獲得が必要と認識しております。

そのため、営業社員に対しては、営業マニュアル、コンプライアンスハンドブックを作成し、社内研修等を通じて説明責任等の理解を促しております。また顧客に対しては、販売に際して顧客が当該商品・サービスの内容を正しく理解して購入の意思決定をしているかを、商品購入におけるリスクの認識に係る確認書の徴収と営業部門のバック・オフィスである業務部から顧客への電話連絡により確認しております。また、CTIシステムの活用による営業社員の監視強化や顧客サポートの拡充も強化していく方針であります。

(6) 個人情報管理の強化

当社は、個人情報保護に関する法律に定める個人情報取扱事業者該当し、同法による規制の対象者となっております。従って、コンピュータシステムにおけるセキュリティ強化に加えて、個人情報保護に係る個人情報取扱規程を定めて厳格に運用しており、また当社Webサイト上にプライバシーポリシーを掲載しています。個人情報保護に係る社内研修は新入社員向け研修カリキュラムの重要事項の一つとして位置付けております。

4【事業等のリスク】

以下には、当社の事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しています。また、当社として必ずしもそのようなリスクには該当しない事項についても、投資判断の上で、あるいは当社の事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家及び株主に対する積極的な情報開示の観点から記載しています。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、その発生の予防及び発生時の対応に努力する方針ですが、当社の経営状況及び将来の事業についての判断は、本項及び本書中の本項以外の記載を慎重に検討した上で行われる必要があると考えています。なお、以下の事項における将来に関する事項については、有価証券報告書提出日(平成23年6月24日)時点において当社で想定される範囲で記載したものです。また、以下の記載は当社株式への投資に関連するリスクの全てを網羅するものではありません。

1．電力業界の動向変化

(1) 電力契約のプラン変更

当事業年度末現在、低圧電力契約には負荷設備契約と主開閉器契約とがあります。当社は、顧客が電力基本料金の引き下げを目的として負荷設備契約から主開閉器契約へ変更する際に、リース会社経由で顧客に対して電子ブレーカーを販売することをエネルギーコストソリューション事業の根幹としております。

電力契約の種類は電力供給事業者が定めるものであるため、電力供給事業者が何らかの理由によって電力契約の種類を変更し、顧客にとって契約内容を変更するメリットが低下した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 電力単価の変動

エネルギーコストソリューション事業は、顧客に対して電力基本料金の引き下げを提案する性格のものであるため、原油価格の大きな変動等国際情勢の変化や発電・送電に係る技術革新等によって電力単価が大幅に下落した場合、当社の提案による顧客の電力料金削減効果が希薄化され、当社の提案が採用される割合が減少し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

2．信用リスクの変化

当社の事業は、事業者向けの販売については業務提携しているリース会社より顧客へ商品をリース供与することが通常の業務フローとなっております。一般家庭向けの販売については、クレジット会社による顧客への信用供与と、現金販売による顧客への商品提供があります。従って、当社が顧客の信用リスクにより直接影響を受ける度合いは小さいですが、当該顧客の信用状態が悪化しリース及びクレジット債務支払いの延滞事例が増加してきた場合やリース会社及びクレジット会社(以下リース会社等)に対する業法上の規制強化等がなされた場合には、リース会社等の顧客に対する与信承認率の低下を通じて、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

3．仕入先のリスク

当社の事業は、メーカー及びその代理店から商品を仕入れています。当社は、商品の知的所有権及び仕入先との関係では独占販売権を有していません。

そのため、仕入先は当社以外の事業者との間でも販売代理店契約や商品売買基本契約を締結する権利を有しており、また自ら顧客に対して販売もしています。

従って、何らかの事情で商品の供給が停止された場合や、仕入先及び仕入先が販売代理店契約や商品売買基本契約を締結した同業者との間で競争等が生じることで、当社の販売が困難となり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

4．法的規制

エコロジーソリューション事業及びグリーンハウスプロジェクト事業は、一般家庭を対象としてエコキュート及びIHクッキングヒーター並びに住宅用太陽光発電システム等を販売しておりますが、以下の法的規制を受けております。

(1) 特定商取引に関する法律

当社は、エコロジーソリューション事業及びグリーンハウスプロジェクト事業にて、個人に対して電話で面談の約束を取った後自宅を訪問して、エコキュート及びIHクッキングヒーター並びに住宅用太陽光発電システム等の購入を勧誘することがあるため、「特定商取引に関する法律」の適用があります。

「特定商取引に関する法律」は、訪問販売に対する種々の行為規制(同法第3条乃至第6条等)等を定めておりますが、同法に違反する行為を行った場合には、当社は業務の改善指示(同法第7条)、停止命令等の行政処分(同法第8条)等を受ける可能性があります。

当社は、訪問販売活動を行う営業職従業員に対するコンプライアンス研修を実施するなど、従業員が同法に違反する行為を行わないよう指導しており、これまで業務改善指示、停止命令等の行政処分を受けたことはありませんが、今後何らかの理由で当社が行政処分を受けた場合には当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、将来これらの法令等の改正又は新たな法令等が制定された場合には当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社が行っている訪問販売においては、同法上、クーリング・オフ制度(同法第9条)即ち顧客が申し込みや契約締結をした後も一定期間内であれば解約(返品)ができる制度が定められており、当社においてもクーリング・オフ期間中の解約(返品)を受け付けております。

これまでクーリング・オフ期間中に大量の解約(返品)が発生した事実はありませんが、今後大量の解約(返品)が発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 消費者契約法

当社は、エコロジーソリューション事業及びグリーンハウスプロジェクト事業にて、個人に対してエコキュート及びIHクッキングヒーター並びに住宅用太陽光発電システム等を販売しているため、消費者契約法の適用があります。

同法上、事業者が重要事項について事実と異なることを告げ、これによって消費者が告げられた内容を事実だと誤認した場合など、一定の場合には、消費者は一方的に契約を取り消すことができます(同法第4条等)。

当社は、従業員に対し同法に違反した行為を行わないよう徹底して指導を行っており、これまで、同法に基づき解約が発生した事実はありませんが、今後大量の解約が発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 不当景品類及び不当表示防止法

当社は、グリーンハウスプロジェクト事業にて広告やチラシを配布して販売の勧誘を行うこと等により、販売活動に関しては不当景品類及び不当表示防止法の適用があります。同法との関連で、エコキュート及びIHクッキングヒーター並びに住宅用太陽光発電システム等の販売の過程において、例えば、電気料金の削減効果や売電価格を過大に表示することで同法第4条第1項第1号に定める優良誤認表示に該当する可能性があり、また、事実と反して当選者のみが安い価格で購入可能等の勧誘により商品を販売することは、同法第4条第1項第2号の有利誤認表示に該当する可能性があります。

当社は、従業員がかような行為を行わないように研修を実施すると同時に営業活動の厳格な管理を行っていますが、万が一かかる事態が発生したと認められた場合は行政処分の対象となる場合があり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

5. 特定事業への依存度が高いことについて

当社の事業は、エネルギーコストソリューション事業、エコロジーソリューション事業及びグリーンハウスプロジェクト事業の三つに区分されます(旧リレーションシップ事業は平成22年4月で撤退)が、エネルギーコストソリューション事業が当社の創業以来の主力事業であるのに対して、旧リレーションシップ事業は、第2期の途中(平成19年2月)から開始し、エコロジーソリューション事業は第3期の途中(平成19年7月)から開始し、グリーンハウスプロジェクト事業は第6期の途中(平成22年4月)から開始した比較的新しい事業です。そのため、エネルギーコストソリューション事業が第6期の売上高に占める割合は63.3%と高い水準となっております。

当社は、将来的にグリーンハウスプロジェクト事業をエネルギーコストソリューション事業と並ぶ当社の主力事業として拡大させる方針ですが、当該事業が当社の期待通りに業績を達成していく保証はなく、また何らかの事情によりエネルギーコストソリューション事業の販売が低迷した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社の事業区分別の売上高構成比率は以下のとおりであります。

事業区分	主要品目	第3期	第4期	第5期	第6期
		事業年度 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日	事業年度 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日	事業年度 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日	事業年度 自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
エネルギーコストソリューション事業	電子制御ブレーカー	89.7%	78.1%	77.3%	63.3%
エコロジーソリューション事業	ヒートポンプ式給湯設備	3.4%	17.4%	18.4%	20.5%
グリーンハウスプロジェクト事業	住宅用太陽光発電システム				16.1%
旧リレーションシップ事業	ソフトウェア	6.9%	4.5%	4.3%	0.1%
	合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

6．システムの運用について

当社は顧客管理システムと会計システムを統合する社内ERPのシステムを構築し、平成22年4月より運用しています。同システムは、従来は個別に管理していた商品の受注・納品と会計処理を一体化し、事務業務の効率化と誤処理の防止を図るものですが、同システムの運用ミスや不具合が発生した場合、日常業務に支障をきたすことになり、適正な財務諸表の作成を阻害する可能性があります。

7．個人情報漏洩リスクについて

当社は、個人情報の保護に関する法律第2条第3項に定める「個人情報取扱事業者」に該当し、そのため同法の適用があります。当社は、同法を遵守するために、社内規程として個人情報取扱規程を定め、厳格に運営しております。具体的には、当社の取締役を統括個人情報管理責任者に指名して個人情報保護の管理を行うとともに、定期的に個人情報保護の監査を実施させております。また、当社のホームページに当社の個人情報保護への取組とプライバシー・ポリシーを掲載しております。

以上のとおり、個人情報の保護体制には万全を期していますが、何らかの原因で当社が保有している個人情報が漏洩するなどした場合、適切な対応を行うためのコスト負担、当社の社会的信用の低下、当社に対する損害賠償請求等により、当社の業績に悪影響が生じる可能性があります。

8．新株予約権行使による株式価値の希薄化について

当社は、役員及び従業員のインセンティブ向上を目的として、従業員持株会に加えて、役員及び従業員個人に対するストック・オプション制度を導入しています。当社は、インセンティブ・プランの存在がこれまで当社が優秀な人材を確保できた重要な要因の一つと考えており、今後もかかるインセンティブ・プランを継続する所存です。当事業年度末現在、ストック・オプションによる潜在株式数は90,800株であり、発行済株式総数1,734,500株の5.2%に相当しています。

現在付与している新株予約権に加えて、今後付与される新株予約権の行使が行われた場合、保有株式の株式価値が希薄化する可能性があります。

9．自然災害について

地震等の自然災害などにより、商品の仕入が円滑に行えなくなったり、事業所・店舗や従業員が被災した場合、被害状況によっては、事業活動の低下により当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 仕入・外注に関する契約

契約締結日	契約書名	契約相手先	契約内容	契約期間
平成17年9月1日	販売代理店契約書	株式会社ネオインターナショナル	電子プレーカーの販売代理店の契約	1年間(自動更新の条項有り)

契約締結日	契約書名	契約相手先	契約内容	契約期間
平成19年11月30日	商品売買基本契約書	株式会社ネオ・コーポレーション	電子プレーカーの継続的売上の契約	1年間(自動更新の条項有り)

(2) リースに関する契約

契約締結日	契約書名	契約相手先	契約内容	契約期間
平成17年9月8日	リース契約・割賦販売契約の取扱いに関する基本契約書	エヌ・ティ・ティ・リース株式会社 (現：NTTファイナンス株式会社)	電子プレーカーのリース契約等の取扱い	1年間(自動更新の条項有り)

契約締結日	契約書名	契約相手先	契約内容	契約期間
平成17年9月13日	リース業務提携申込書	株式会社クレディセゾン	電子プレーカーのリース契約等の取扱い	1年間(自動更新の条項有り)

契約締結日	契約書名	契約相手先	契約内容	契約期間
平成19年12月25日	プロモーションリースに関する協定書	NECリース株式会社 (現：NECキャピタルソリューション株式会社)	電子プレーカーのリース契約等の取扱い	1年間(自動更新の条項有り)

(3) 会社分割による持株会社制への移行について

当社は、平成23年3月11日開催の臨時株主総会の決議に基づき、平成23年4月1日付で新設分割の方式の会社分割を実施し、持株会社制へ移行いたしました。また、同日付で商号を株式会社コビキタスエナジーから株式会社グリムスへ変更いたしました。

詳細は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は、子会社を有しておりませんので、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析・検討内容は当社の財務諸表に基づいて分析した内容です。

なお、本文における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成しております。その作成は、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告数値に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、給与賃金及び諸手当並びに賞与引当金の計上、繰延税金資産の回収可能性の判断等につきまして、過去の実績等を勘案して合理的に見積りを行なっておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産は1,364,535千円となり、前事業年度末に比べて53,191千円減少いたしました。これは主に、売掛金が110,598千円、商品が30,139千円増加いたしました。現金及び預金が181,202千円減少したことによるものであります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産は371,933千円となり、前事業年度末に比べて150,823千円増加いたしました。これは主に、店舗開設・資産除去債務に関する会計基準の適用等により有形固定資産が40,944千円、社内ERPシステム構築・CTIシステム導入等により無形固定資産が48,501千円、グリーンハウスプロジェクト事業の開始に伴う営業保証金差入等により敷金及び保証金が56,762千円増加したことによるものであります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債は422,690千円となり、前事業年度末に比べて89,206千円減少いたしました。これは主に、買掛金が89,666千円増加いたしました。未払金が37,902千円、未払消費税等が21,822千円、未払法人税等が79,419千円、賞与引当金が45,290千円減少したことによるものであります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債は13,611千円となり、前事業年度末に比べて12,435千円増加いたしました。これは主に、資産除去債務に関する会計基準の適用により資産除去債務が13,541千円増加したことによるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産は1,300,167千円となり、前事業年度末に比べ174,402千円増加いたしました。これは主に、当期純利益を271,013千円計上いたしました。剰余金の配当を51,747千円、自己株式の取得を47,149千円実施したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

(売上高及び売上総利益)

当事業年度における売上高は、グリーンハウスプロジェクト事業による住宅用太陽光発電システムの好調な販売等により、売上高は3,888,053千円となりました。また、グリーンハウスプロジェクト事業の開始により、売上総利益率は前事業年度比7.0ポイント減少の66.7%となり、売上総利益は2,594,218千円となりました。

(販売費及び一般管理費)

当事業年度における販売費及び一般管理費は2,107,709千円となりました。人件費1,377,430千円、求人費93,215千円、地代家賃145,304千円、旅費交通費136,154千円、通信費72,010千円、減価償却費39,203千円が主な内訳となっております。

(営業外収益及び営業外費用)

当事業年度における営業外収益は4,519千円、営業外費用は2,567千円となりました。

営業外収益の主な内訳は、受取利息656千円、受取手数料1,401千円、解約手数料571千円、補助金収入660千円、広告収入723千円となっております。

営業外費用の内訳は、支払利息26千円、自己株式取得費用2,541千円となっております。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況につきましては、1 [業績等の概要]に記載しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は117,957千円であり、その主なものは、エネルギーコストソリューション事業におけるC T Iシステム導入34,375千円、グリーンハウスプロジェクト事業における店舗開設内装設備35,227千円、全社資産の社内E R Pシステム構築39,260千円等の固定資産の取得であります。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成23年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額					従業員 数 (人)
			建物 (千円)	車 両 運搬具 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	敷金及び 保証金 (千円)	合計 (千円)	
本 社 (東京都品川区)	エネルギーコストソリューション事業・エコロジーソリューション事業・その他	本社事務所	16,739	2,189	16,612	30,950	66,491	121
大阪支店 (大阪市中央区)	エネルギーコストソリューション事業	大阪事務所	5,267		1,451	7,854	14,574	39
名古屋支店 (名古屋市中区)	エネルギーコストソリューション事業	名古屋事務所	6,361		1,477	5,992	13,831	35
福岡支店 (福岡市博多区)	エネルギーコストソリューション事業	福岡事務所	1,275		421	3,716	5,413	1
仙台支店 (仙台市宮城野区)	エネルギーコストソリューション事業・エコロジーソリューション事業	仙台事務所	816		918	2,207	3,942	19
広島支店 (広島市中区)	エネルギーコストソリューション事業	広島事務所	2,000		248	2,896	5,145	14
エコラステーション ロックシティ守谷 店 (茨城県守谷市)	グリーンハウスプロジェクト事業	店舗設備	3,909		782	4,000	8,692	4
エコラステーション ロックシティ水戸 南店 (茨城県東茨城郡 茨城町)	グリーンハウスプロジェクト事業	店舗設備	4,734		344	4,000	9,079	1
京セラソーラーFC 下妻 (茨城県下妻市)	グリーンハウスプロジェクト事業	店舗設備	5,877		980	3,873	10,730	5
京セラソーラーFC おゆみ野 (千葉市緑区)	グリーンハウスプロジェクト事業	店舗設備	4,992		2,303	3,984	11,280	4
京セラソーラーFC 日の出 (東京都西多摩郡 日の出町)	グリーンハウスプロジェクト事業	店舗設備	3,626			3,920	7,546	4
京セラソーラーFC 上里 (埼玉県児玉郡 上里町)	グリーンハウスプロジェクト事業	店舗設備	5,203			3,373	8,576	3

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除く。)を表示おります。

3. 主な賃借及びリース契約により使用している設備は以下のとおりであります。

< 賃借設備 >

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	科目	面積(m ²)	賃借料 (千円/月)
本 社 (東京都品川区)	エネルギーコストソ リューション事業・ エコロジーソリュー ション事業・その他	建物	988.49	4,711
大阪支店 (大阪市中央区)	エネルギーコストソ リューション事業	建物	397.64	1,185
名古屋支店 (名古屋市中区)	エネルギーコストソ リューション事業	建物	319.00	683
福岡支店 (福岡市博多区)	エネルギーコストソ リューション事業	建物	175.50	456
仙台支店 (仙台市宮城野区)	エネルギーコストソ リューション事業・ エコロジーソリュー ション事業	建物	106.51	355
広島支店 (広島市中区)	エネルギーコストソ リューション事業	建物	154.12	278
エコラステーション ロックシティ守谷店 (茨城県守谷市)	グリーンハウスプロ ジェクト事業	建物	112.20	593
エコラステーション ロックシティ水戸南店 (茨城県東茨城郡 茨城町)	グリーンハウスプロ ジェクト事業	建物	166.31	603
京セラソーラーFC 下妻 (茨城県下妻市)	グリーンハウスプロ ジェクト事業	建物	85.36	271
京セラソーラーFC おゆみ野 (千葉市緑区)	グリーンハウスプロ ジェクト事業	建物	87.80	278
京セラソーラーFC 日の出 (東京都西多摩郡 日の出町)	グリーンハウスプロ ジェクト事業	建物	64.80	401
京セラソーラーFC 上里 (埼玉県児玉郡 上里町)	グリーンハウスプロ ジェクト事業	建物	74.35	236

< リース設備 >

名称	数量 (台)	リース期間 (年)	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
複合機	12	5	1,677	4,323
ファクシミリ	1	5	111	-
名刺プリンタ	1	5	114	95
ビデオ会議システム	1	6	121	313
ビジネスフォン主装置	4	7	686	2,936
営業用車両	76	3	32,498	44,830

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、今後の事業展開・出店計画・景気予測・投資効率等を総合的に勘案して策定しております。なお、重要な設備の新設、改修計画は以下のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
京セラソーラー FC 富津 (千葉県富津市)	グリーンハウ スプロジェクト事業	店舗設備	4,861		自己資金	平成23年 4月	平成23年 4月	販売力の 増加
その他出店予定 店舗 7店	グリーンハウ スプロジェクト事業	店舗設備	62,338		自己資金 及び借入金	平成23年 8月	平成24年 2月	販売力の 増加

(注) 上記投資予定金額は、確定金額ではないため、今後金額が変更される可能性があります。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,000,000
計	4,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成23年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年6月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,734,500	1,741,700	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株 権利内容に何ら限定 のない当社における 標準の株式
計	1,734,500	1,741,700	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成23年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権に関する事項は、以下のとおりであります。

平成18年6月26日定時株主総会(平成18年6月26日取締役会決議、従業員向け発行分)

区分	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	14	12
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,600 (注)2、4、5	4,800 (注)2、4、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	150 (注)2、4、5	同左
新株予約権の行使期間	平成20年7月26日から 平成28年6月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150 資本組入額 150 (注)2、4、5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1. 新株予約権の目的となる株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式であります。

2. 新株予約権1個当たりの払込をすべき金額は、1株当たりの払込金額(以下、行使価額とする。)に新株予約権1個につき割り当てられる株式数を乗じた金額とし、発行当初は金60,000円(提出日の前月末現在は150円)とする。また、行使価額は、金60,000円(提出日の前月末現在は150円)とする。

また、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

さらに、当社が時価を下回る価格で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であること。
- (2) 上記の権利行使期間内に、権利を付与された者が死亡した場合は相続人がその権利を行使できる。
- (3) 取締役会の承認なしに権利の譲渡、質入れその他の処分はできないものとする。
- (4) その他の条件については、平成18年6月26日開催の定時株主総会及び平成18年6月26日開催の取締役会に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約の定めによるものとする。
4. 平成18年10月20日開催の取締役会決議により、平成18年11月7日付で1株を4株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
5. 平成20年6月10日開催の取締役会決議により、平成20年7月1日付で1株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成18年6月26日定時株主総会(平成18年6月26日取締役会決議、取締役及び監査役向け発行分)

区分	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	30	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,000 (注)2、4、5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	150 (注)2、4、5	同左
新株予約権の行使期間	平成20年7月26日から 平成28年6月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150 資本組入額 150 (注)2、4、5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

- (注) 1. 新株予約権の目的となる株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式であります。
2. 新株予約権 1 個当たりの払込をすべき金額は、1 株当たりの払込金額(以下、行使価額とする。)に新株予約権 1 個につき割り当てられる株式数を乗じた金額とし、発行当初は金60,000円(提出日の前月末現在150円)とする。また、行使価額は、金60,000円(提出日の前月末現在150円)とする。
- また、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

さらに、当社が時価を下回る価格で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であること。
- (2) 上記の権利行使期間内に、権利を付与された者が死亡した場合は相続人がその権利を行使できる。
- (3) 取締役会の承認なしに権利の譲渡、質入れその他の処分はできないものとする。
- (4) その他の条件については、平成18年6月26日開催の定時株主総会及び平成18年6月26日開催の取締役会に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約の定めによるものとする。
4. 平成18年10月20日開催の取締役会決議により、平成18年11月7日付で1株を4株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
5. 平成20年6月10日開催の取締役会決議により、平成20年7月1日付で1株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成19年1月5日臨時株主総会(平成19年1月23日取締役会決議、従業員向け発行分)

区分	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	90	78
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	9,000 (注)2、4	7,800 (注)2、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	150 (注)2、4	同左
新株予約権の行使期間	平成21年3月3日から 平成29年1月5日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150 資本組入額 150 (注)2、4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1. 新株予約権の目的となる株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式であります。

2. 新株予約権1個当たりの払込をすべき金額は、1株当たりの払込金額(以下、行使価額とする。)に新株予約権1個につき割り当てられる株式数を乗じた金額とし、発行当初は金15,000円(提出日の前月末現在は150円)とする。また、行使価額は、金15,000円(提出日の前月末現在は150円)とする。
- また、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

さらに、当社が時価を下回る価格で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であること。
 - (2) 上記の権利行使期間内に、権利を付与された者が死亡した場合は相続人がその権利を行使できる。
 - (3) 取締役会の承認なしに権利の譲渡、質入れその他の処分はできないものとする。
 - (4) その他の条件については、平成19年1月5日開催の臨時株主総会及び平成19年1月23日開催の取締役会に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約の定めによるものとする。
4. 平成20年6月10日開催の取締役会決議により、平成20年7月1日付で1株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成19年1月5日臨時株主総会(平成19年1月23日取締役会決議、取締役及び監査役向け発行分)

区分	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	250	200
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		

区分	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注) 1 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,000 (注) 2、4	20,000 (注) 2、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	150 (注) 2、4	同左
新株予約権の行使期間	平成21年3月3日から 平成29年1月5日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150 資本組入額 150 (注) 2、4	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 . 新株予約権の目的となる株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式であります。

- 2 . 新株予約権 1 個当たりの払込をすべき金額は、1 株当たりの払込金額(以下、行使価額とする。)に新株予約権 1 個につき割り当てられる株式数を乗じた金額とし、発行当初は金15,000円(提出日の前月末現在は150円)とする。また、行使価額は、金15,000円(提出日の前月末現在は150円)とする。
- また、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

さらに、当社が時価を下回る価格で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3 . 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であること。
 - (2) 上記の権利行使期間内に、権利を付与された者が死亡した場合は相続人がその権利を行使できる。
 - (3) 取締役会の承認なしに権利の譲渡、質入れその他の処分はできないものとする。
 - (4) その他の条件については、平成19年1月5日開催の臨時株主総会及び平成19年1月23日開催の取締役会に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約の定めによるものとする。
- 4 . 平成20年6月10日開催の取締役会決議により、平成20年7月1日付で1株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成19年7月24日臨時株主総会(平成19年7月26日取締役会決議、従業員向け発行分)

区分	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	72	70
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,200 (注)2、4	7,000 (注)2、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	800 (注)2、4	同左
新株予約権の行使期間	平成21年8月10日から 平成29年7月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 800 資本組入額 800 (注)2、4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1. 新株予約権の目的となる株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式であります。

2. 新株予約権1個当たりの払込をすべき金額は、1株当たりの払込金額(以下、行使価額とする。)に新株予約権1個につき割り当てられる株式数を乗じた金額とし、発行当初は金80,000円(提出日の前月末現在には800円)とする。また、行使価額は、金80,000円(提出日の前月末現在には800円)とする。
- また、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

さらに、当社が時価を下回る価格で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であること。
 - (2) 上記の権利行使期間内に、権利を付与された者が死亡した場合は相続人がその権利を行使できる。
 - (3) 取締役会の承認なしに権利の譲渡、質入れその他の処分はできないものとする。
 - (4) その他の条件については、平成19年7月24日開催の臨時株主総会及び平成19年7月26日開催の取締役会に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約の定めによるものとする。
4. 平成20年6月10日開催の取締役会決議により、平成20年7月1日付で1株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成19年7月24日臨時株主総会(平成19年7月26日取締役会決議、取締役向け発行分)

区分	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	320	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)1 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	32,000 (注)2、4	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	800 (注)2、4	同左
新株予約権の行使期間	平成21年8月10日から 平成29年7月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 800 資本組入額 800 (注)2、4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1. 新株予約権の目的となる株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式であります。

2. 新株予約権1個当たりの払込をすべき金額は、1株当たりの払込金額(以下、行使価額とする。)に新株予約権1個につき割り当てられる株式数を乗じた金額とし、発行当初は金80,000円(提出日の前月末現在では800円)とする。また、行使価額は、金80,000円(提出日の前月末現在では800円)とする。
- また、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

さらに、当社が時価を下回る価格で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であること。
 - (2) 上記の権利行使期間内に、権利を付与された者が死亡した場合は相続人がその権利を行使できる。
 - (3) 取締役会の承認なしに権利の譲渡、質入れその他の処分はできないものとする。
 - (4) その他の条件については、平成19年7月24日開催の臨時株主総会及び平成19年7月26日開催の取締役会に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約の定めによるものとする。
4. 平成20年6月10日開催の取締役会決議により、平成20年7月1日付で1株を100株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成18年7月14日 (注)1	1,700	3,014	102,000	167,700		
平成18年11月7日 (注)2	9,042	12,056		167,700		
平成19年7月27日 (注)3	1,200	13,256	21,662	189,362		
平成19年7月27日 (注)4	750	14,006	60,000	249,362		
平成20年7月1日 (注)5	1,386,594	1,400,600		249,362		
平成21年3月12日 (注)6	250,000	1,650,600	109,250	358,612	109,250	109,250
平成21年3月24日 (注)7	39,000	1,689,600	17,043	375,655	17,043	126,293
平成21年3月30日 (注)8	5,900	1,695,500	885	376,540		126,293
平成21年4月1日～ 平成22年3月31日 (注)9	29,400	1,724,900	6,620	383,160		126,293
平成22年4月1日～ 平成23年3月31日 (注)10	9,600	1,734,500	2,285	385,445		126,293

(注)1．有償第三者割当

発行価格60,000円 資本組入額60,000円

割当先 田中政臣、那須慎一、石垣康治、小野裕章等

2．平成18年10月20日開催の取締役会決議により、平成18年11月7日付で1株を4株とする株式分割を行っております。

3．新株予約権の行使により発行済株式総数が1,200株、資本金が21,662千円増加しております。

4．有償第三者割当

発行価格80,000円 資本組入額80,000円

割当先 (株)クレディセゾン、新規事業投資(株)、新規事業投資1号投資事業有限責任組合

(株)ネオ・コーポレーション、(株)ネオインターナショナル

5．平成20年6月10日開催の取締役会決議により、平成20年7月1日付で1株を100株とする株式分割を行っております。

6．有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格950円 引受価格874円 資本組入額437円 払込金総額218,500千円

7．有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格874円 資本組入額437円

割当先 みずほインベスターズ証券(株)

8．新株予約権の行使により発行済株式総数が5,900株、資本金が885千円増加しております。

9．新株予約権の行使により発行済株式総数が29,400株、資本金が6,620千円増加しております。

10．新株予約権の行使により発行済株式総数が9,600株、資本金が2,285千円増加しております。

11．平成23年4月1日から平成23年5月31日までの間に、新株予約権の行使により発行済株式総数が7,200株、資本金が1,210千円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成23年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)		2	9	6	3		551	571	
所有株式数(単元)		51	93	416	538		16,243	17,341	
所有株式数の割合(%)		0.29	0.54	2.40	3.10		93.67	100.00	

(注) 「個人その他」の中には、自己株式500単元が含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成23年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
田中 政臣	東京都江東区	1,053,000	60.71
那須 慎一	東京都大田区	74,500	4.30
U B従業員持株会	東京都品川区東五反田五丁目23番7号	56,800	3.27
石垣 康治	仙台市若林区	52,500	3.03
AAGCS N.V.RE TREATY ACCOUNT (TAXABLE) (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行決済事業部)	206-214 HERENGRACHT AMSTERDAM THE NETHERLAND (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	34,700	2.00
株式会社クレディセゾン	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	30,000	1.73
近藤 雄一	新潟市中央区	19,300	1.11
HSBC-FUND SERVICES, SPARX ASSET MANAGEMENT CO LTD (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	1 QUEEN'S ROAD CENTRAL HONG KONG (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	14,900	0.86
三浦 幹之	東京都世田谷区	13,300	0.77
杉山 真奈美	東京都品川区	12,200	0.70
計	-	1,361,200	78.48

(注) 上記のほか、自己株式が50,000株あります。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 50,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,684,100	16,841	単元株式数 100株 権利内容に何ら限定 のない当社における 標準の株式
単元未満株式	普通株式 400		
発行済株式総数	1,734,500		
総株主の議決権		16,841	

【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社ユビキタスエ ナジー	東京都品川区東五反田 五丁目23番7号	50,000		50,000	2.88
計		50,000		50,000	2.88

(注) 平成23年3月11日開催の臨時株主総会の決議により、平成23年4月1日付で商号を株式会社グリムスへ変更しております。

(9)【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。

当該制度は、当社役職員の業績向上に対する意欲や士気を高め、当社の企業価値の向上を図ること、また当社監査役の適正な監査に対する意識を高めることを目的としております。当該制度の内容は以下のとおりであります。

平成18年6月26日定時株主総会(平成18年6月26日取締役会決議、従業員向け発行分)

決議年月日	平成18年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員38名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成18年6月26日定時株主総会(平成18年6月26日取締役会決議、取締役及び監査役向け発行分)

決議年月日	平成18年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役2名、監査役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成19年1月5日臨時株主総会(平成19年1月23日取締役会決議、従業員向け発行分)

決議年月日	平成19年1月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員59名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成19年1月5日臨時株主総会(平成19年1月23日取締役会決議、取締役及び監査役向け発行分)

決議年月日	平成19年1月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役2名、監査役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成19年7月24日臨時株主総会(平成19年7月26日取締役会決議、従業員向け発行分)

決議年月日	平成19年7月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員69名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成19年7月24日臨時株主総会(平成19年7月26日取締役会決議、取締役向け発行分)

決議年月日	平成19年7月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成22年9月2日)での決議状況 (取得期間 平成22年9月3日~平成22年12月30日)	50,000	50,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	50,000	47,149,100
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	50,000	-	50,000	-

3【配当政策】

当社は、事業基盤を強化し企業価値を高めるため内部留保を充実させること、会社業績の動向に応じて株主へ成果を配分していくこと、これらを総合的に勘案したうえで安定的に株主に利益還元することを利益配分に関する基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本方針としており、決定機関は株主総会であります。

当期における配当につきましては、上記の基本方針のもと、1株当たり30円の期末配当を実施することを決定いたしました。この結果、当事業年度の配当性向は18.9%となりました。

内部留保金につきましては、主として今後一層の事業の発展及び事業基盤の強化のために投資してまいりたいと考えております。

なお、当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成23年6月24日 定時株主総会決議	50,535	30

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
最高(円)	-	-	2,100	1,630	1,480
最低(円)	-	-	1,228	900	750

(注) 最高・最低株価は、平成22年4月1日より大阪証券取引所JASDAQにおけるものであり、平成22年10月12日より大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。それ以前はジャスダック証券取引所におけるものであります。

また、平成21年3月13日付をもってジャスダック取引所(現 大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード))に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成22年10月	11月	12月	平成23年1月	2月	3月
最高(円)	960	970	1,080	1,150	1,155	1,045
最低(円)	905	880	967	990	987	750

(注) 最高・最低株価は、平成22年10月12日より大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所JASDAQにおけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役社長		田中 政臣	昭和53年10月21日生	平成11年10月 株式会社テレウェイヴ(現：株式会社SBR)入社 平成15年4月 株式会社テレウェイヴリンクス(現：株式会社SBR)取締役就任 平成16年6月 株式会社テレウェイヴ(現：株式会社SBR)取締役就任 平成17年7月 当社代表取締役社長就任(現任)	(注)3	1,053,000
専務取締役		小野 裕章	昭和39年7月11日生	昭和63年4月 株式会社日本債券信用銀行(現：株式会社あおぞら銀行)入行 平成12年12月 株式会社ギャガ・コミュニケーションズ(現：ギャガ株式会社)入社 平成18年1月 当社取締役就任 平成19年4月 当社専務取締役就任 管理本部長 平成23年4月 当社専務取締役(現任)	(注)3	12,000
常務取締役	営業本部長	那須 慎一	昭和50年11月23日生	平成11年10月 株式会社テレウェイヴ(現：株式会社SBR)入社 平成15年10月 株式会社アントレプレナー入社 平成16年11月 同社取締役就任 平成18年7月 当社取締役就任 平成19年4月 当社常務取締役就任 営業本部長(現任) 平成23年4月 株式会社グリムスソーラー代表取締役社長就任(現任) 株式会社GRコンサルティング代表取締役社長就任(現任) 平成23年6月 株式会社グリムスプレミアムウォーター代表取締役社長就任(現任)	(注)3	74,500
取締役		石垣 康治	昭和47年10月1日生	平成7年4月 株式会社伊藤園入社 平成12年5月 株式会社テレウェイヴ(現：株式会社SBR)入社 平成15年4月 工事ドットネット株式会社(現：株式会社アントレプレナー)入社 平成17年7月 当社取締役就任(現任) 平成19年4月 当社管理本部副本部長	(注)3	52,500
取締役	営業本部副本部長	三浦 幹之	昭和49年4月19日生	平成7年4月 キャンシステム株式会社入社 平成9年9月 株式会社テレウェイヴ(現：株式会社SBR)入社 平成10年4月 工事ドットネット株式会社(現：株式会社アントレプレナー)入社 平成17年7月 当社監査役就任 平成17年8月 当社業務部長 平成19年4月 当社営業本部副本部長(現任) 平成21年6月 当社取締役就任(現任)	(注)3	13,300
取締役		裕 光司	昭和33年7月11日生	昭和57年4月 株式会社日本債券信用銀行(現：株式会社あおぞら銀行)入行 平成15年4月 同行業務推進室長 平成16年8月 同行営業第二部長 平成17年10月 株式会社シンフォニー・ファイナンシャル・パートナーズ入社 平成18年12月 シンフォニー・コーポレート・アドバイザー株式会社取締役就任 平成19年6月 当社取締役就任(現任) 平成21年6月 成幸利根株式会社常務取締役就任(現任)	(注)3	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
常勤監査役		手塚 博水	昭和31年11月25日生	昭和56年4月 株式会社住友銀行(現：株式会社三井住友銀行)入行 昭和60年10月 通商産業省(現：経済産業省)出向 平成元年10月 株式会社日本総合研究所出向 平成15年7月 朝日監査法人(現：あずさ監査法人)企業公開部出向 平成16年4月 S M B C フレンド証券株式会社出向 平成18年6月 当社顧問就任 平成18年6月 当社監査役就任(現任) 平成23年4月 株式会社グリムスソーラー監査役就任(現任) 株式会社G R コンサルティング監査役就任(現任) 平成23年6月 株式会社グリムスプレミアムウォーター監査役就任(現任)	(注) 4	1,500
監査役		阿久津 裕	昭和39年4月13日生	昭和63年4月 商工組合中央金庫入庫 平成3年4月 中央監査法人(現：みずほ監査法人)入所 平成12年1月 株式会社ウェブクルー取締役副社長就任 平成17年12月 リーシング・マネジメント・コンサルティング株式会社代表取締役就任(現任) 平成21年6月 当社監査役就任(現任)	(注) 5	
監査役		西本 昌道	昭和14年3月29日生	昭和39年4月 鐘淵紡績株式会社(現：トリニティ・インベストメント株式会社)入社 昭和39年10月 日本専売公社(現：日本たばこ産業株式会社)入社 平成3年6月 同社取締役就任 医薬事業部長 平成5年6月 同社常務取締役就任 医薬事業担当兼医薬研究所長 平成8年6月 同社専務取締役就任 医薬事業担当 平成9年6月 有機合成薬品工業株式会社専務取締役就任 平成11年6月 同社代表取締役社長就任 平成19年6月 同社取締役会長就任 平成20年6月 同社相談役就任(現任) 平成21年6月 当社監査役就任(現任)	(注) 5	
計						1,206,800

- (注) 1 . 取締役 裕光司は、会社法第 2 条第15号に定める社外取締役であります。
2 . 監査役 阿久津裕及び西本昌道は、会社法第 2 条第16号に定める社外監査役であります。
3 . 平成22年 6 月25日開催の定時株主総会の終結の時から平成24年 3 月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4 . 平成20年 9 月30日開催の臨時株主総会の終結の時から平成24年 3 月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5 . 平成21年 6 月26日開催の定時株主総会の終結の時から平成25年 3 月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の健全性、透明性、効率性、迅速性を常に意識し、継続的な企業価値の向上及び株主をはじめとした全てのステークホルダーとの円滑な関係構築を実現するために、取締役会及び監査役会を軸としてコーポレート・ガバナンスに取り組んでおります。

企業統治の体制

イ．企業統治の体制の概要

当社は、取締役会設置会社、監査役会設置会社であり、取締役会と監査役会により、業務執行の監督及び監視を行っております。当社の取締役会は、取締役5名及び社外取締役1名の計6名で構成されており、定時取締役会を毎月1回及び臨時取締役会を必要に応じて随時開催しております。当社取締役会規程に基づき、監査役出席のもと、業務執行に関する経営上の重要事項の意思決定を行うとともに取締役の職務の執行を監督し、意思決定の健全性・透明性・効率性・迅速性の確保に努めております。

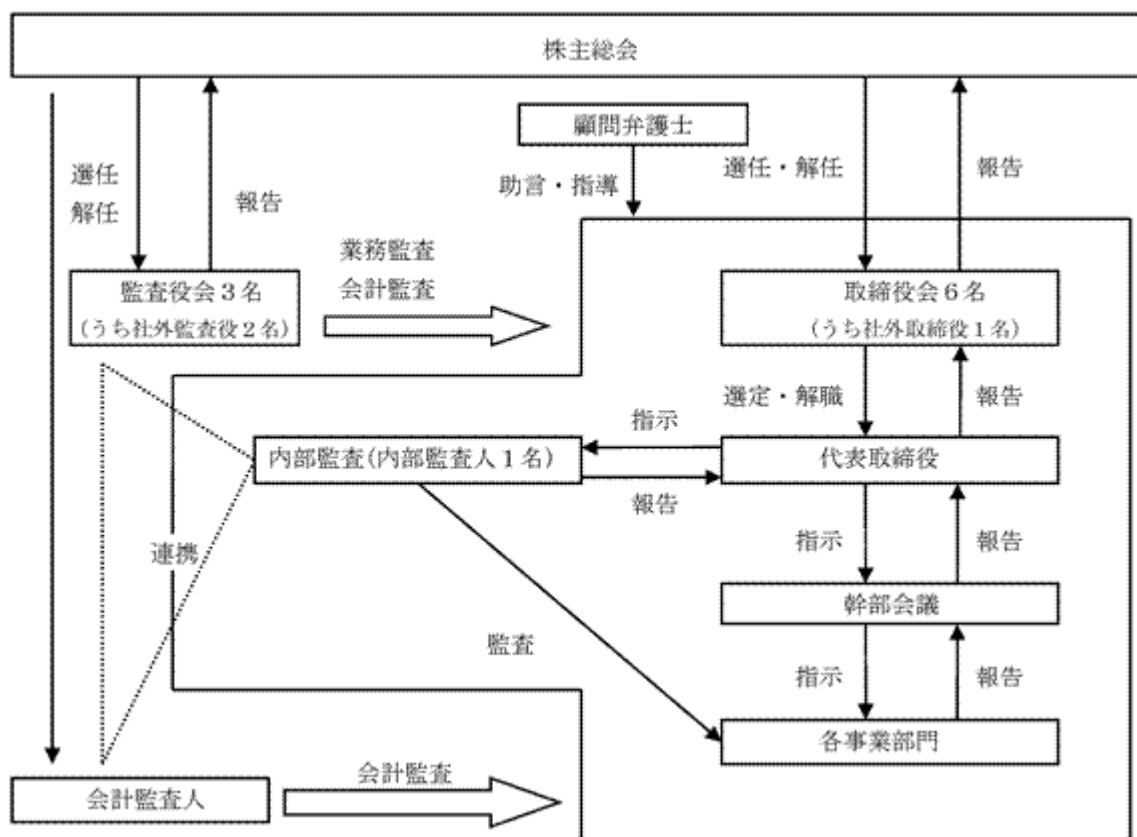
一方、監査役会は常勤監査役1名及び非常勤監査役(社外)2名の計3名で構成されており、定時監査役会を毎月1回開催しており、必要に応じて臨時監査役会を開催することになっております。監査役会は監査役会規程に基づき、取締役の職務執行を監査しております。

取締役会において、会社の経営上の意思決定がなされると、各事業部門に対し業務執行の指示が出され、各事業部門では必要に応じ他の事業部門と連携を取りながら業務を執行する体制としております。

また、会社の経営方針に則った業務報告とこれらに関する重要な情報の収集・分析、部門間の情報共有、更には事業計画、事業全体に関わる方針や各事業部門において抱える課題で組織横断的に協議すべき事項について、代表取締役及び決裁権限基準に基づく決裁者の意思決定に資するために、取締役・各部門長・代表取締役の指名する社員、及びオブザーバーとして出席する監査役及び内部監査人で構成される幹部会議を設置しており、原則毎週1回会議を実施しております。

・会社の機関・内部統制に関する概要図

当社の業務執行・監査・内部統制の概要は以下のとおりであります。



ロ．内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムの整備に関する基本方針につきましては、以下の内容にて、取締役会にて承認を得ております。

<内部統制システムの整備に関する基本方針>

A．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ企業倫理の遵守及び社会的責任を果たすため、コンプライアンス規程を制定し厳格に運用する。代表取締役は管理本部長をコンプライアンス全体に関する統括責任者として任命し、管理本部総務部がコンプライアンス体制の構築・維持・整備にあたりとともに、全役員に周知徹底させる。
- (2)内部監査人は、コンプライアンス体制の調査並びに法令及び定款上の問題の有無を調査し、取締役会及び監査役会に報告する。
- (3)取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- (4)監査役会は、この内部統制システムの有効性及び機能を監査し、課題の早期発見と是正に努める。

B．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、法令及び文書管理規程に基づき、文書又は電磁的媒体により記録の上、適切に管理・保存する。
- (2)取締役及び監査役は、これらの情報を常時閲覧することができる。

C．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)代表取締役は、リスク管理委員会の委員長となり、各部門担当取締役とともに、リスク管理規程の見直しを含めたリスク管理体制の整備・充実を図る。
- (2)内部監査人は、各組織のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。
- (3)取締役会は、定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

D．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)代表取締役は、管理本部長を取締役の職務の効率性に関しての統括責任者に任命し、中期利益計画及び年度予算に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう監督する。
- (2)各部門担当取締役は、中期利益計画及び年度予算に基づいた各部門が実施すべき具体的施策及び効率的な業務執行体制を決定する。
- (3)統括責任者は、各部門担当取締役に、その業務執行状況を取締役会において定期的に報告させ、効率的な業務執行体制を阻害する要因の分析とその改善を図っていく。

E．当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社には企業集団が存在しないため該当事項はないが、将来的にこれを設立する場合には、関係会社管理規程を整備の上、グループ全体での内部統制の徹底を図る。

F．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

G．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- (1)取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
- (2)監査役は、取締役及び使用人が定時もしくは臨時に監査役へ報告すべき事項を定める。
- (3)取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役へ報告する。
- (4)監査役会への報告は常勤監査役への報告をもって行う。

H. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会・幹部会議・その他監査役が重要と認める会議に出席する。
- (2) 監査役は、稟議書・社内情報システム・その他監査役が重要と認める報告書等の文書を随時に関覧する。
- (3) 監査役は、毎月1回定時に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に監査役会を開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的及び必要に応じて臨時に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

八. リスク管理体制の整備の状況

当社では、総合的なリスク管理については代表取締役を委員長とするリスク管理委員会で討議しており、必要に応じて取締役会でも検討しております。法令の遵守状況に関しては、幹部会議において動向を把握し、また外部専門家との適切なコミュニケーションにより、法令遵守体制の確保に努めております。

内部監査及び監査役監査の状況

(a) 内部監査

経営の効率性・適法性・健全性の確保を目的に社内に代表取締役社長直属の内部監査人を置いております。内部監査の仕組みについては、内部監査人(1名)が監査役や会計監査人と連携を取りながら、年度内部監査計画書により各部門へのヒアリング・実地調査を行い、内部統制・コンプライアンス等の実効性と効率性の向上に努めております。

(b) 監査役

当社は、監査役会設置会社であり、監査役会は常勤監査役1名及び社外監査役2名で構成されております。当社の監査役は、監査役会規程及び監査役監査規程に基づき、取締役会及び幹部会議をはじめとした重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、各部門へのヒアリングを行うとともに、内部監査人や会計監査人との情報交換を随時行うなど、連携を密にして監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

なお、監査役阿久津裕氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

社外取締役及び社外監査役

当社社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。

社外取締役本人及び社外監査役本人と当社との間には、人的関係・資本関係・取引関係・その他利害関係はありません。

当社は、社外監査役による監査の実施を行っており、また社外取締役による中立性の高い取締役会運営を行っております。これにより、経営監視機能の客観性・中立性は十分に確保されていると考えており、現在の体制が当社にとって最適であると判断しております。

また、各部門へのヒアリングを行うとともに、内部監査人や会計監査人との情報交換を随時行うなど、連携を密にして監督機能の向上を目指しております。

なお、社外監査役のうち1名を、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員として指定しております。

会計監査の状況

当社は、有限責任監査法人トーマツと金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査契約を締結し、同監査法人により会計監査を受けております。

同監査法人に所属し、業務を執行した公認会計士の氏名等は以下のとおりであります。

指定有限責任社員・業務執行社員	御子柴顯
指定有限責任社員・業務執行社員	武井雄次

継続監査年数については、2名とも7年以内であるため、記載を省略しております。また、上記以外に当該会計監査業務に従事した監査補助者は、公認会計士4名・会計士補等3名・その他1名であります。

同監査法人又は業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。

役員報酬等

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	78,182	78,182	-	-	-	5
監査役 (社外監査役を除く。)	8,260	8,260	-	-	-	1
社外役員	8,260	8,260	-	-	-	3

(注) 上記のほか、金銭以外の報酬として、取締役1名に対して借上げ社宅を提供しており、当社が賃料の一部として負担した額は1,480千円であります。

ロ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役の報酬限度額は、平成22年6月25日開催の第5回定時株主総会において年額150,000千円以内と決議しております。なお、取締役個々の報酬につきましては、取締役会において決議しております。

監査役の報酬限度額は、平成19年6月22日開催の第2回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。なお、監査役個々の報酬につきましては、監査役会の協議によって定めております。

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨、定款に定めております。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む)及び監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額を限度額として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

この定款の定めに基づき、社外取締役及び社外監査役と責任限定契約を締結しております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

剰余金の配当

当社は、株主への利益還元を機動的に行うことを可能とするため、取締役会の決議によって会社法第454条第5項の規定に基づく中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、中間配当を取締役会の権限とすることにより、機動的な利益還元を可能とすることを目的としております。

自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策遂行のため、市場取引等による自己株式の取得を可能とすることを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
18,000	-	18,000	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)及び当事業年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構が開催するセミナーへ参加しております。

1【財務諸表等】
 (1)【財務諸表】
 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	939,247	758,045
売掛金	362,207	472,806
商品	26,268	56,407
前払費用	31,581	35,894
繰延税金資産	50,089	37,723
その他	8,334	3,659
流動資産合計	1,417,727	1,364,535
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	21,920	60,805
車両運搬具(純額)	-	2,189
工具、器具及び備品(純額)	25,671	25,540
有形固定資産合計	47,591	88,535
無形固定資産		
ソフトウェア	47,133	108,235
ソフトウェア仮勘定	12,600	-
無形固定資産合計	59,733	108,235
投資その他の資産		
出資金	-	10
従業員に対する長期貸付金	-	2,571
長期前払費用	834	1,816
敷金及び保証金	112,471	169,234
繰延税金資産	478	1,529
投資その他の資産合計	113,784	175,162
固定資産合計	221,109	371,933
資産合計	1,638,837	1,736,469
負債の部		
流動負債		
買掛金	78,061	167,728
未払金	187,792	149,890
未払費用	3,698	8,853
未払法人税等	160,488	81,068
未払消費税等	30,487	8,664
預り金	6,078	6,485
賞与引当金	45,290	-
流動負債合計	511,896	422,690
固定負債		
長期未払費用	1,175	70
資産除去債務	-	13,541
固定負債合計	1,175	13,611
負債合計	513,071	436,301

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	383,160	385,445
資本剰余金		
資本準備金	126,293	126,293
資本剰余金合計	126,293	126,293
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	616,312	835,578
利益剰余金合計	616,312	835,578
自己株式	-	47,149
株主資本合計	1,125,765	1,300,167
純資産合計	1,125,765	1,300,167
負債純資産合計	1,638,837	1,736,469

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
売上高	3,389,573	3,888,053
売上原価		
商品期首たな卸高	20,367	26,268
当期商品仕入高	897,694	1,323,974
合計	918,062	1,350,242
商品期末たな卸高	² 26,268	² 56,407
商品売上原価	891,794	1,293,835
売上総利益	2,497,779	2,594,218
販売費及び一般管理費	¹ 1,994,412	¹ 2,107,709
営業利益	503,367	486,508
営業外収益		
受取利息	884	656
受取手数料	1,450	1,401
解約手数料	1,875	571
補助金収入	6,300	660
広告収入	-	723
その他	115	505
営業外収益合計	10,626	4,519
営業外費用		
支払利息	164	26
創立費償却	128	-
株式交付費償却	67	-
自己株式取得費用	-	2,541
営業外費用合計	360	2,567
経常利益	513,633	488,459
特別損失		
固定資産除却損	³ 12,482	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	2,621
特別損失合計	12,482	2,621
税引前当期純利益	501,150	485,838
法人税、住民税及び事業税	246,973	203,510
法人税等調整額	24,667	11,314
法人税等合計	222,305	214,825
当期純利益	278,844	271,013

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	376,540	383,160
当期変動額		
新株の発行	6,620	2,285
当期変動額合計	6,620	2,285
当期末残高	383,160	385,445
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	126,293	126,293
当期末残高	126,293	126,293
資本剰余金合計		
前期末残高	126,293	126,293
当期末残高	126,293	126,293
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	337,467	616,312
当期変動額		
剰余金の配当	-	51,747
当期純利益	278,844	271,013
当期変動額合計	278,844	219,266
当期末残高	616,312	835,578
利益剰余金合計		
前期末残高	337,467	616,312
当期変動額		
剰余金の配当	-	51,747
当期純利益	278,844	271,013
当期変動額合計	278,844	219,266
当期末残高	616,312	835,578
自己株式		
前期末残高	-	-
当期変動額		
自己株式の取得	-	47,149
当期変動額合計	-	47,149
当期末残高	-	47,149
株主資本合計		
前期末残高	840,300	1,125,765
当期変動額		
新株の発行	6,620	2,285
剰余金の配当	-	51,747
当期純利益	278,844	271,013
自己株式の取得	-	47,149
当期変動額合計	285,464	174,402
当期末残高	1,125,765	1,300,167

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
純資産合計		
前期末残高	840,300	1,125,765
当期変動額		
新株の発行	6,620	2,285
剰余金の配当	-	51,747
当期純利益	278,844	271,013
自己株式の取得	-	47,149
当期変動額合計	285,464	174,402
当期末残高	1,125,765	1,300,167

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	501,150	485,838
減価償却費	12,628	39,203
長期前払費用償却額	292	450
賞与引当金の増減額 (は減少)	45,290	45,290
受取利息	884	656
支払利息	164	26
創立費償却	128	-
株式交付費償却	67	-
固定資産除却損	12,482	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	2,621
売上債権の増減額 (は増加)	4,451	110,598
たな卸資産の増減額 (は増加)	5,900	30,139
その他の流動資産の増減額 (は増加)	531	2,692
営業保証金の増減額 (は増加)	-	35,000
仕入債務の増減額 (は減少)	9,439	89,666
未払金の増減額 (は減少)	18,491	11,857
未払消費税等の増減額 (は減少)	6,289	21,822
その他の流動負債の増減額 (は減少)	4,163	2,807
その他	2,853	5,403
小計	533,232	373,343
利息の受取額	857	483
利息の支払額	164	26
法人税等の支払額	221,070	280,175
営業活動によるキャッシュ・フロー	312,854	93,625
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	15,224	53,015
無形固定資産の取得による支出	40,934	97,485
敷金及び保証金の差入による支出	71,160	25,490
敷金及び保証金の回収による収入	3,699	3,176
貸付けによる支出	-	4,500
貸付金の回収による収入	-	471
その他	730	1,442
投資活動によるキャッシュ・フロー	124,349	178,286
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	400,000	100,000
短期借入金の返済による支出	400,000	100,000
新株予約権の行使による株式の発行による収入	6,620	2,285
自己株式取得目的の金銭の信託の設定による支出	-	50,000
自己株式取得目的の金銭の信託の払戻による収入	-	2,702
配当金の支払額	-	51,527
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,620	96,540
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	195,125	181,202
現金及び現金同等物の期首残高	744,121	939,247
現金及び現金同等物の期末残高	939,247	758,045

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
1. たな卸資産の評価基準及び評価方法	(1)商品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。	(1)商品 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3～15年 工具、器具及び備品 3～15年 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。	(1)有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3～15年 車両運搬具 3年 工具、器具及び備品 3～15年 (2)無形固定資産 同左
3. 繰延資産の処理方法	(1)創立費 旧商法施行規則の規定に基づく5年均等償却を採用しております。 (2)株式交付費 原則一括費用処理をしております。 但し、企業規模拡大のための資金調達に係る株式交付費については、繰延資産に計上し、効果の及ぶ期間(3年)の均等償却を採用しております。	
4. 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。 (追加情報) 当社は、業績に連動して従業員に支給する賞与について、従来は支給時に費用処理しておりましたが、将来支給額の合理的な見積りの基準を設定したことから、当事業年度より賞与引当金を計上することといたしました。 これに伴い、従来の方法に従った場合に比べ、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ45,290千円減少しております。	賞与引当金 従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

項目	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

【会計処理方法の変更】

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
	(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年 3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3月31日)を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ1,068千円、税引前当期純利益は3,689千円減少しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年3月31日)		当事業年度 (平成23年3月31日)	
1.有形固定資産の減価償却累計額	13,197千円	1.有形固定資産の減価償却累計額	28,253千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)		当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)																															
<p>1.販売費に属する費用のおおよその割合は64.2%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は35.8%であります。</p> <p>主要な費目及び金額は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>役員報酬、給与賃金及び諸手当</td> <td>1,203,413千円</td> </tr> <tr> <td>法定福利費</td> <td>139,568千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>45,290千円</td> </tr> <tr> <td>旅費交通費</td> <td>145,402千円</td> </tr> <tr> <td>通信費</td> <td>62,342千円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td>113,868千円</td> </tr> <tr> <td>求人費</td> <td>78,139千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>12,628千円</td> </tr> </table>		役員報酬、給与賃金及び諸手当	1,203,413千円	法定福利費	139,568千円	賞与引当金繰入額	45,290千円	旅費交通費	145,402千円	通信費	62,342千円	地代家賃	113,868千円	求人費	78,139千円	減価償却費	12,628千円	<p>1.販売費に属する費用のおおよその割合は60.0%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は40.0%であります。</p> <p>主要な費目及び金額は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>役員報酬、給与賃金及び諸手当</td> <td>1,222,532千円</td> </tr> <tr> <td>法定福利費</td> <td>154,897千円</td> </tr> <tr> <td>旅費交通費</td> <td>136,154千円</td> </tr> <tr> <td>通信費</td> <td>72,010千円</td> </tr> <tr> <td>地代家賃</td> <td>145,304千円</td> </tr> <tr> <td>求人費</td> <td>93,215千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>39,203千円</td> </tr> </table>		役員報酬、給与賃金及び諸手当	1,222,532千円	法定福利費	154,897千円	旅費交通費	136,154千円	通信費	72,010千円	地代家賃	145,304千円	求人費	93,215千円	減価償却費	39,203千円
役員報酬、給与賃金及び諸手当	1,203,413千円																																
法定福利費	139,568千円																																
賞与引当金繰入額	45,290千円																																
旅費交通費	145,402千円																																
通信費	62,342千円																																
地代家賃	113,868千円																																
求人費	78,139千円																																
減価償却費	12,628千円																																
役員報酬、給与賃金及び諸手当	1,222,532千円																																
法定福利費	154,897千円																																
旅費交通費	136,154千円																																
通信費	72,010千円																																
地代家賃	145,304千円																																
求人費	93,215千円																																
減価償却費	39,203千円																																
<p>2.商品期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。</p> <p style="text-align: right;">11,291千円</p>		<p>2.商品期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。</p> <p style="text-align: right;">1,818千円</p>																															
<p>3.固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>10,519千円</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>354千円</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>1,608千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>12,482千円</td> </tr> </table>		建物	10,519千円	工具、器具及び備品	354千円	ソフトウェア	1,608千円	計	12,482千円																								
建物	10,519千円																																
工具、器具及び備品	354千円																																
ソフトウェア	1,608千円																																
計	12,482千円																																

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)	1,695,500	29,400		1,724,900
合計	1,695,500	29,400		1,724,900
自己株式				
普通株式				
合計				

(注) 普通株式の株式数の増加29,400株は、新株予約権の行使による新株発行によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	51,747	利益剰余金	30	平成22年3月31日	平成22年6月28日

(注) 1株当たり配当額30円には、上場1周年に伴う記念配当10円が含まれております。

当事業年度(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注) 1	1,724,900	9,600		1,734,500
合計	1,724,900	9,600		1,734,500
自己株式				
普通株式(注) 2		50,000		50,000
合計		50,000		50,000

- (注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加9,600株は、新株予約権の行使による新株発行によるものであります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加50,000株は、平成22年 9月 2日付取締役会決議による自己株式の取得によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年 6月25日 定時株主総会	普通株式	51,747	30	平成22年 3月31日	平成22年 6月28日

(注) 1株当たり配当額30円には、上場1周年に伴う記念配当10円が含まれております。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年 6月24日 定時株主総会	普通株式	50,535	利益剰余金	30	平成23年 3月31日	平成23年 6月27日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年3月31日現在)	1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年3月31日現在)
現金及び預金勘定 939,247千円	現金及び預金勘定 758,045千円
現金及び現金同等物 939,247千円	現金及び現金同等物 758,045千円

(リース取引関係)

前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
内容の重要性が乏しく、また契約1件当たりの金額が少額のため記載を省略しております。	同左

(金融商品関係)

前事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金については内部資金を使用しております。余剰資金は銀行預金に限定して運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、当社の販売管理規程に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行っており、当事業年度において貸倒は発生しておりません。

敷金及び保証金は営業保証金と事務所敷金であり、差入先である取引先企業等の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、信用状況を差入時に調査し、優良先のみと契約しております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

未払法人税等及び未払消費税等は、その全てが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

また、営業債務などの流動負債は、その決済時において流動性リスクにさらされますが、当社が適時に資金繰計画を作成・更新するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	939,247	939,247	-
(2) 売掛金	362,207	362,207	-
(3) 敷金及び保証金	112,471	101,637	10,833
資産計	1,413,925	1,403,091	10,833
(1) 買掛金	78,061	78,061	-
(2) 未払金	187,792	187,792	-
(3) 未払法人税等	160,488	160,488	-
(4) 未払消費税等	30,487	30,487	-
負債計	456,829	456,829	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

事務所敷金の時価については、退去年数を想定し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りより算出した利率で割り引いた現在価値により算定してしております。営業保証金の時価については、決済の時期が確定しておらず時価算定が困難なため、帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	939,247	-	-	-
売掛金	362,207	-	-	-
敷金及び保証金	2,405	2,365	6,748	100,952
合計	1,303,859	2,365	6,748	100,952

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

当事業年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金については内部資金を使用しております。余剰資金は銀行預金に限定して運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、当社の販売業務規程に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行っており、当事業年度において貸倒は発生しておりません。

敷金及び保証金は営業保証金と事務所敷金であり、差入先である取引先企業等の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、信用状況を差入時に調査し、優良先のみと契約しております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

未払法人税等及び未払消費税等は、その全てが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

また、営業債務などの流動負債は、その決済時において流動性リスクにさらされますが、当社が適時に資金繰計画を作成・更新するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	758,045	758,045	-
(2) 売掛金	472,806	472,806	-
(3) 敷金及び保証金	169,234	158,966	10,267
資産計	1,400,085	1,389,818	10,267
(1) 買掛金	167,728	167,728	-
(2) 未払金	149,890	149,890	-
(3) 未払法人税等	81,068	81,068	-
(4) 未払消費税等	8,664	8,664	-
負債計	407,351	407,351	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

事務所敷金の時価については、退去年数を想定し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りより算出した利率で割り引いた現在価値により算定しております。営業保証金の時価については、決済の時期が確定しておらず時価算定が困難なため、帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	758,045	-	-	-
売掛金	472,806	-	-	-
敷金及び保証金	-	4,608	6,612	158,012
合計	1,230,851	4,608	6,612	158,012

(有価証券関係)

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
該当事項はありません。	同左

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
該当事項はありません。	同左

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

1. スtock・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及び変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 38名	当社取締役 2名 当社監査役 1名	当社従業員 59名
ストック・オプションの数 (注)1	普通株式 32,800株	普通株式 14,400株	普通株式 35,200株
付与日	平成18年7月25日	平成18年7月25日	平成19年3月2日
権利確定条件	権利確定条件は付されて おりません。	権利確定条件は付されて おりません。	権利確定条件は付されて おりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあり ません。	対象勤務期間の定めはあり ません。	対象勤務期間の定めはあり ません。
権利行使期間	平成20年7月26日から平成 28年6月26日 (注)2	平成20年7月26日から平成 28年6月26日 (注)2	平成21年3月3日から平成 29年1月5日 (注)2

	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社監査役 1名	当社従業員 69名	当社取締役 3名
ストック・オプションの数 (注)1	普通株式 25,000株	普通株式 18,000株	普通株式 32,000株
付与日	平成19年3月2日	平成19年8月10日	平成19年8月10日
権利確定条件	権利確定条件は付されて おりません。	権利確定条件は付されて おりません。	権利確定条件は付されて おりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあり ません。	対象勤務期間の定めはあり ません。	対象勤務期間の定めはあり ません。
権利行使期間	平成21年3月3日から平成 29年1月5日 (注)2	平成21年8月10日から平成 29年7月24日 (注)2	平成21年8月10日から平成 29年7月24日 (注)2

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

なお、平成18年11月7日付をもって1株を4株に株式分割、また、平成20年7月1日付をもって1株を100株に株式分割しておりますので、株式分割後の株数を記載しております。

2. 権利行使の条件は、以下のとおりであります。

権利行使時に、当社又は当社子会社の取締役、監査役、又は従業員であることを要する。

権利行使期間内に、権利を付与された者が死亡した場合は相続人がその権利を行使できる。

取締役会の承認なしに権利の譲渡、質入れその他の処分はできないものとする。

その他の新株予約権の行使条件は、付与者と締結される新株予約権割当契約によるものとする。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、平成18年11月7日付をもって1株を4株に株式分割、また、平成20年7月1日付をもって1株を100株に株式分割しておりますので、ストック・オプションの数及び単価情報については、株式分割後の数値を記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後 (株)			
前事業年度末	22,400	12,000	27,100
権利確定			
権利行使	12,000		14,000
失効			600
未行使残	10,400	12,000	12,500

	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末		13,800	32,000
付与			
失効		1,000	
権利確定		12,800	32,000
未確定残			
権利確定後 (株)			
前事業年度末	25,000		
権利確定		12,800	32,000
権利行使		3,400	
失効		300	
未行使残	25,000	9,100	32,000

単価情報

	第1回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権
権利行使価格 (円)	150	150	150
行使時平均株価 (円)	1,254		1,247
付与日における公正な評価 単価 (円)			

	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権
権利行使価格 (円)	150	800	800
行使時平均株価 (円)		1,216	
付与日における公正な評価 単価 (円)			

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において新たに付与されたストック・オプション及び当事業年度の条件変更により公正な評価単価が変更されたストック・オプションはないため、該当事項はありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たり本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	96,505千円
当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額	30,025千円

当事業年度(自 平成22年 4月 1日 至平成23年 3月31日)

1. ストック・オプションに係る当事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及び変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 38名	当社取締役 2名 当社監査役 1名	当社従業員 59名
ストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 32,800株	普通株式 14,400株	普通株式 35,200株
付与日	平成18年 7月25日	平成18年 7月25日	平成19年 3月 2日
権利確定条件	権利確定条件は付されて おりません。	権利確定条件は付されて おりません。	権利確定条件は付されて おりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあ りません。	対象勤務期間の定めはあ りません。	対象勤務期間の定めはあ りません。
権利行使期間	平成20年 7月26日から平成 28年 6月26日 (注) 2	平成20年 7月26日から平成 28年 6月26日 (注) 2	平成21年 3月 3日から平成 29年 1月 5日 (注) 2

	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社監査役 1名	当社従業員 69名	当社取締役 3名
ストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 25,000株	普通株式 18,000株	普通株式 32,000株
付与日	平成19年 3月 2日	平成19年 8月10日	平成19年 8月10日
権利確定条件	権利確定条件は付されて おりません。	権利確定条件は付されて おりません。	権利確定条件は付されて おりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあ りません。	対象勤務期間の定めはあ りません。	対象勤務期間の定めはあ りません。
権利行使期間	平成21年 3月 3日から平成 29年 1月 5日 (注) 2	平成21年 8月10日から平成 29年 7月24日 (注) 2	平成21年 8月10日から平成 29年 7月24日 (注) 2

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

なお、平成18年11月7日付をもって1株を4株に株式分割、また、平成20年7月1日付をもって1株を100株に株式分割しておりますので、株式分割後の株数を記載しております。

2. 権利行使の条件は、以下のとおりであります。

権利行使時に、当社又は当社子会社の取締役、監査役、又は従業員であることを要する。

権利行使期間内に、権利を付与された者が死亡した場合は相続人がその権利を行使できる。

取締役会の承認なしに権利の譲渡、質入れその他の処分はできないものとする。

その他の新株予約権の行使条件は、付与者と締結される新株予約権割当契約によるものとする。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、平成18年11月7日付をもって1株を4株に株式分割、また、平成20年7月1日付をもって1株を100株に株式分割しておりますので、ストック・オプションの数及び単価情報については、株式分割後の数値を記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後 (株)			
前事業年度末	10,400	12,000	12,500
権利確定			
権利行使	4,800		3,500
失効			
未行使残	5,600	12,000	9,000

	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後 (株)			
前事業年度末	25,000	9,100	32,000
権利確定			
権利行使		1,300	
失効		600	
未行使残	25,000	7,200	32,000

単価情報

	第1回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権
権利行使価格 (円)	150	150	150
行使時平均株価 (円)	1,089		1,034
付与日における公正な評価 単価 (円)			

	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権
権利行使価格 (円)	150	800	800
行使時平均株価 (円)		985	
付与日における公正な評価 単価 (円)			

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において新たに付与されたストック・オプション及び当事業年度の条件変更により公正な評価単価が変更されたストック・オプションはないため、該当事項はありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たり本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	46,796千円
当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額	7,839千円

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)																																												
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">12,718千円</td> </tr> <tr> <td>商品</td> <td style="text-align: right;">2,594千円</td> </tr> <tr> <td>売掛金</td> <td style="text-align: right;">11,518千円</td> </tr> <tr> <td>未払家賃</td> <td style="text-align: right;">1,983千円</td> </tr> <tr> <td>未払給与</td> <td style="text-align: right;">1,245千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">18,428千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">2,079千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">50,567千円</td> </tr> </table>	繰延税金資産		未払事業税	12,718千円	商品	2,594千円	売掛金	11,518千円	未払家賃	1,983千円	未払給与	1,245千円	賞与引当金	18,428千円	その他	2,079千円	繰延税金資産合計	50,567千円	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">6,748千円</td> </tr> <tr> <td>商品</td> <td style="text-align: right;">2,479千円</td> </tr> <tr> <td>売掛金</td> <td style="text-align: right;">22,195千円</td> </tr> <tr> <td>未払家賃</td> <td style="text-align: right;">3,630千円</td> </tr> <tr> <td>未払給与</td> <td style="text-align: right;">1,652千円</td> </tr> <tr> <td>資産除去債務</td> <td style="text-align: right;">5,509千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">1,045千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">43,261千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金負債</td> </tr> <tr> <td>建物(資産除去債務)</td> <td style="text-align: right;">4,008千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,008千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">39,253千円</td> </tr> </table>	繰延税金資産		未払事業税	6,748千円	商品	2,479千円	売掛金	22,195千円	未払家賃	3,630千円	未払給与	1,652千円	資産除去債務	5,509千円	その他	1,045千円	繰延税金資産合計	43,261千円	繰延税金負債		建物(資産除去債務)	4,008千円	繰延税金負債合計	4,008千円	繰延税金資産の純額	39,253千円
繰延税金資産																																													
未払事業税	12,718千円																																												
商品	2,594千円																																												
売掛金	11,518千円																																												
未払家賃	1,983千円																																												
未払給与	1,245千円																																												
賞与引当金	18,428千円																																												
その他	2,079千円																																												
繰延税金資産合計	50,567千円																																												
繰延税金資産																																													
未払事業税	6,748千円																																												
商品	2,479千円																																												
売掛金	22,195千円																																												
未払家賃	3,630千円																																												
未払給与	1,652千円																																												
資産除去債務	5,509千円																																												
その他	1,045千円																																												
繰延税金資産合計	43,261千円																																												
繰延税金負債																																													
建物(資産除去債務)	4,008千円																																												
繰延税金負債合計	4,008千円																																												
繰延税金資産の純額	39,253千円																																												
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要項目別内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(%)</td> </tr> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.7</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(調整)</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">1.7</td> </tr> <tr> <td>課税留保金額に対する税額</td> <td style="text-align: right;">1.7</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">0.4</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.1</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">44.4</td> </tr> </table>		(%)	法定実効税率	40.7	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	1.7	課税留保金額に対する税額	1.7	住民税均等割	0.4	その他	0.1	税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.4	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要項目別内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(%)</td> </tr> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.7</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(調整)</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">1.5</td> </tr> <tr> <td>課税留保金額に対する税額</td> <td style="text-align: right;">1.0</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">0.6</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.4</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">44.2</td> </tr> </table>		(%)	法定実効税率	40.7	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	1.5	課税留保金額に対する税額	1.0	住民税均等割	0.6	その他	0.4	税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.2												
	(%)																																												
法定実効税率	40.7																																												
(調整)																																													
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.7																																												
課税留保金額に対する税額	1.7																																												
住民税均等割	0.4																																												
その他	0.1																																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.4																																												
	(%)																																												
法定実効税率	40.7																																												
(調整)																																													
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.5																																												
課税留保金額に対する税額	1.0																																												
住民税均等割	0.6																																												
その他	0.4																																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.2																																												

(企業結合等関係)

前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(持分法損益等)

前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
当社は関連会社がないため、該当事項はありません。	同左

(資産除去債務関係)

当事業年度末(平成23年3月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の期間及び建物の耐用年数などを勘案して主に10年～20年と見積り、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回り(1.535%～2.136%)を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高(注)	13,318千円
時の経過による調整額	222千円
期末残高	<u>13,541千円</u>

(注) 当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる期首時点における残高であります。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、取り扱い商品・サービス別のセグメントから構成されており、「エネルギーコストソリューション事業」、「エコロジーソリューション事業」及び「グリーンハウスプロジェクト事業」の3つを報告セグメントとしております。

「エネルギーコストソリューション事業」は、主に中小規模事業者向けに、電力料金削減のコンサルティングを実施し、電力契約の種類変更の提案とともに電子ブレーカーの販売を行っております。「エコロジーソリューション事業」は、一般家庭向けにエコキュート及びIHクッキングヒーター等の環境負荷削減型商品の販売を行っております。「グリーンハウスプロジェクト事業」は、一般家庭向けに住宅用太陽光発電システム等の環境負荷削減型商品の店舗販売を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、棚卸資産の評価基準を除き、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	エネルギーコスト ソリューション事 業	エコロジーソ リューション事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	2,621,882	622,322	3,244,204	145,369	3,389,573
セグメント間の内部売上高又は振替高					
計	2,621,882	622,322	3,244,204	145,369	3,389,573
セグメント利益	955,588	104,082	1,059,671	26,350	1,086,021
セグメント資産	370,813	112,427	483,240	62,881	546,122
セグメント負債	146,999	54,932	201,931	10,404	212,336
その他の項目					
減価償却費	2,185	39	2,225		2,225
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	5,993	117	6,110		6,110

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、リレーションシップ事業であります。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			計	その他 (注)	合計
	エネルギーコ ストソリューション事業	エコロジーソ リューション 事業	グリーンハウ スプロジェクト事業			
売上高 外部顧客への売上高 セグメント間の内部売上高又 は振替高	2,459,551	796,118	627,273	3,882,943	5,110	3,888,053
計	2,459,551	796,118	627,273	3,882,943	5,110	3,888,053
セグメント利益又は損失()	990,298	175,015	27,981	1,137,333	7,333	1,129,999
セグメント資産	431,408	127,677	241,088	800,174		800,174
セグメント負債	107,166	34,376	119,236	260,780		260,780
その他の項目						
減価償却費	11,619	104	2,520	14,244		14,244
有形固定資産及び無形固定資 産の増加額	45,003		35,407	80,410		80,410

（注）「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、当事業年度に撤退したりレシー
ンシップ事業であります。

4. 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：千円）

売上高	前事業年度	当事業年度
報告セグメント計	3,244,204	3,882,943
「その他」の区分の売上高	145,369	5,110
財務諸表の売上高	3,389,573	3,888,053

（単位：千円）

利益	前事業年度	当事業年度
報告セグメント計	1,059,671	1,137,333
「その他」の区分の利益	26,350	7,333
全社費用(注)	582,654	643,491
財務諸表の営業利益	503,367	486,508

（注）全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

（単位：千円）

資産	前事業年度	当事業年度
報告セグメント計	483,240	800,174
「その他」の区分の資産	62,881	
全社資産(注)	1,092,714	936,294
財務諸表の資産合計	1,638,837	1,736,469

（注）全社資産は、報告セグメントに帰属しない主に現金及び預金・本社固定資産であります。

(単位：千円)

負債	前事業年度	当事業年度
報告セグメント計	201,931	260,780
「その他」の区分の負債	10,404	
全社負債	300,735	175,521
財務諸表の負債合計	513,071	436,301

(単位：千円)

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		財務諸表計上額	
	前事業年度	当事業年度	前事業年度	当事業年度	前事業年度	当事業年度	前事業年度	当事業年度
減価償却費	2,225	14,244			10,403	24,959	12,628	39,203
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	6,110	80,410			74,752	48,243	80,863	128,654

(注) 減価償却費・有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、主に社内ERPシステムへの設備投資額であります。

【関連情報】

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	エネルギーコストソリューション事業	エコロジーソリューション事業	グリーンハウスプロジェクト事業	その他	合計
外部顧客への売上高	2,459,551	796,118	627,273	5,110	3,888,053

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
株式会社クレディセゾン	1,953,474	エネルギーコストソリューション事業
株式会社オリエントコーポレーション	710,508	エコロジーソリューション事業及びグリーンハウスプロジェクト事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

当事業年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

【関連当事者情報】

前事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)		当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	
1株当たり純資産額	652.66円	1株当たり純資産額	771.84円
1株当たり当期純利益金額	163.09円	1株当たり当期純利益金額	158.74円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	155.78円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	153.43円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益 (千円)	278,844	271,013
普通株主に帰属しない金額 (千円)		
普通株式に係る当期純利益 (千円)	278,844	271,013
期中平均株式数 (株)	1,709,812	1,707,292
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額 (千円)		
普通株式増加数 (株)	80,130	59,064
(うち新株予約権)	(80,130)	(59,064)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)																																			
<p>(事業の撤退)</p> <p>当社は、平成22年 4月21日開催の取締役会において、リレーションシップ事業から撤退することを決議いたしました。</p> <p>1. 事業撤退の理由</p> <p>市場規模の増大が予想される環境負荷削減型商品の販売をより一層強化するため、経営資源の効率的な活用や今後の見通し等を総合的に判断した結果、リレーションシップ事業の撤退を決定いたしました。</p> <p>2. 事業撤退の概要</p> <p>事業撤退の部門 リレーションシップ事業部 平成22年 3月期の売上高 145,369千円(全社比4.3%)</p> <p>3. 事業廃止の日程 平成22年 4月21日</p> <p>(新規事業の開始)</p> <p>当社は、平成22年 4月21日開催の取締役会において、新たな事業を開始することを決議いたしました。</p> <p>1. 新規事業名</p> <p>グリーンハウスプロジェクト事業</p> <p>2. 事業開始の目的</p> <p>従来、営業方法についてはいずれもテレマーケティングによる商談・販売によっておりましたが、今般、販売方法の多角化を目的として、自社で運営する店舗を構築ることにより、住宅用ソーラー発電システムやエコキュート等の商品の店舗販売を行う事業を開始することといたしました。</p> <p>3. 新たな事業の概要</p> <p>新たな事業の内容</p> <p>個人のお客様を対象に、大型商業施設等で環境負荷削減型商品の店舗販売を行う。</p> <p>事業開始の時期 平成22年 4月21日 当該事業を担当する部門 グリーンハウスプロジェクト事業部(新設) 店舗開設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコラステーション ロックシティ守谷店 ・エコラステーション ロックシティ水戸南店 <p>その他、立地等条件を勘案し、店舗開設を検討。</p> <p>4. 新規事業が営業活動に及ぼす影響</p> <p>平成23年 3月期において、約 5 億円の売上高を見込んでおります。また、新設店舗の設備投資費用として、約 1 億円を見込んでおります。</p>	<p>(会社分割による持株会社制への移行)</p> <p>当社は、平成23年 2月10日開催の取締役会の決議及び平成23年 3月11日開催の臨時株主総会の承認に基づき、平成23年 4月 1日付で新設分割の方式の会社分割を実施し、持株会社制へ移行いたしました。また、同日付で商号を株式会社コピキタスエナジーから株式会社グリムスへ変更いたしました。</p> <p>会社分割の概要は以下のとおりであります。</p> <p>1. 結合当事企業、企業結合の法的形式及び結合後企業の名称並びに対象となった事業の名称、取引の目的を含む取引の概要</p> <p>(1) 結合当事企業 株式会社グリムス</p> <p>(2) 企業結合の法的形式及び結合後企業の名称並びに対象となった事業の名称</p> <p>当社を分割会社とし、下記の新設子会社へ事業及び機能を承継する新設分割</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">新設分割設立会社</th> <th style="width: 40%;">対象となった事業の名称</th> <th style="width: 40%;">対象となった事業の売上高(注)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社グリムソーラー</td> <td>エコロジーソリューション事業及びグリーンハウスプロジェクト事業</td> <td style="text-align: center;">1,423,391千円</td> </tr> <tr> <td>株式会社GRコンサルティング</td> <td>エネルギーコストソリューション事業</td> <td style="text-align: center;">2,459,551千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 分割会社の平成23年 3月期の金額を記載しております。</p> <p>なお、新設分割設立会社の概要は以下のとおりであります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">1. 商号</td> <td style="width: 40%;">株式会社グリムソーラー</td> <td style="width: 40%;">株式会社GRコンサルティング</td> </tr> <tr> <td>2. 事業内容</td> <td>大型商業施設内での店舗運営等による住宅用太陽光発電システム及びエコキュート等の販売</td> <td>事業者を対象とした電力コスト削減コンサルティング及び電子ブレーカーの販売</td> </tr> <tr> <td>3. 設立年月日</td> <td>平成23年 4月 1日</td> <td>平成23年 4月 1日</td> </tr> <tr> <td>4. 本店所在地</td> <td>東京都品川区東五反田五丁目23番7号</td> <td>東京都品川区東五反田五丁目23番7号</td> </tr> <tr> <td>5. 代表者</td> <td>代表取締役社長 那須 慎一</td> <td>代表取締役社長 那須 慎一</td> </tr> <tr> <td>6. 資本金</td> <td>10百万円</td> <td>20百万円</td> </tr> <tr> <td>7. 発行済株式数</td> <td>20,000株</td> <td>40,000株</td> </tr> <tr> <td>8. 決算期</td> <td>3月31日</td> <td>3月31日</td> </tr> </tbody> </table>			新設分割設立会社	対象となった事業の名称	対象となった事業の売上高(注)	株式会社グリムソーラー	エコロジーソリューション事業及びグリーンハウスプロジェクト事業	1,423,391千円	株式会社GRコンサルティング	エネルギーコストソリューション事業	2,459,551千円	1. 商号	株式会社グリムソーラー	株式会社GRコンサルティング	2. 事業内容	大型商業施設内での店舗運営等による住宅用太陽光発電システム及びエコキュート等の販売	事業者を対象とした電力コスト削減コンサルティング及び電子ブレーカーの販売	3. 設立年月日	平成23年 4月 1日	平成23年 4月 1日	4. 本店所在地	東京都品川区東五反田五丁目23番7号	東京都品川区東五反田五丁目23番7号	5. 代表者	代表取締役社長 那須 慎一	代表取締役社長 那須 慎一	6. 資本金	10百万円	20百万円	7. 発行済株式数	20,000株	40,000株	8. 決算期	3月31日	3月31日
新設分割設立会社	対象となった事業の名称	対象となった事業の売上高(注)																																		
株式会社グリムソーラー	エコロジーソリューション事業及びグリーンハウスプロジェクト事業	1,423,391千円																																		
株式会社GRコンサルティング	エネルギーコストソリューション事業	2,459,551千円																																		
1. 商号	株式会社グリムソーラー	株式会社GRコンサルティング																																		
2. 事業内容	大型商業施設内での店舗運営等による住宅用太陽光発電システム及びエコキュート等の販売	事業者を対象とした電力コスト削減コンサルティング及び電子ブレーカーの販売																																		
3. 設立年月日	平成23年 4月 1日	平成23年 4月 1日																																		
4. 本店所在地	東京都品川区東五反田五丁目23番7号	東京都品川区東五反田五丁目23番7号																																		
5. 代表者	代表取締役社長 那須 慎一	代表取締役社長 那須 慎一																																		
6. 資本金	10百万円	20百万円																																		
7. 発行済株式数	20,000株	40,000株																																		
8. 決算期	3月31日	3月31日																																		

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)																		
	<p>(3) 取引の目的を含む取引の概要</p> <p>当社が今後の成長促進のための経営戦略として持株会社制に移行する目的は、以下のとおりであります。</p> <p>機動性と競争力の強化</p> <p>事業会社への権限委譲により機動的な組織運営を可能とし、各事業への特化により競争力を強化します。</p> <p>グループ全体の成長戦略強化</p> <p>事業環境に即した順応性のある経営戦略の立案と実行の機能を強化します。各社ごとの収益性を明確にし、最適な経営資源の配分を可能にします。</p> <p>コーポレート・ガバナンスの強化</p> <p>持株会社と事業会社の役割・責任・権限を明確にします。</p> <p>経営層の育成</p> <p>事業会社にて新たに経営者候補を登用し、経営層として育成します。</p> <p>2. 実施した会計処理の概要</p> <p>本公司分割は、「企業結合に係る会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。</p> <p>(重要な子会社の設立)</p> <p>当社は、平成23年 5月20日開催の取締役会において、以下のとおり子会社を設立することを決議し、平成23年 6月 1日付で設立いたしました。</p> <p>1. 子会社設立の目的</p> <p>当社は、従来の商品ラインナップに加え、健康と安全に役立つ商品の取扱いを開始するため、ミネラルウォーターの製造・販売の実績があるプレミアムウォーター株式会社と合併会社を設立し、ミネラルウォーターの宅配を行うウォーターサーバー事業を行うことといたしました。</p> <p>2. 設立する子会社の概要</p> <table border="1" data-bbox="770 1429 1407 1921"> <tr> <td>1. 商号</td> <td>株式会社グリムスプレミアムウォーター</td> </tr> <tr> <td>2. 事業内容</td> <td>ミネラルウォーター等の飲料水の販売</td> </tr> <tr> <td>3. 設立年月日</td> <td>平成23年 6月 1日</td> </tr> <tr> <td>4. 本店所在地</td> <td>東京都品川区東五反田五丁目23番 7号</td> </tr> <tr> <td>5. 代表者</td> <td>代表取締役社長 那須 慎一</td> </tr> <tr> <td>6. 資本金</td> <td>50百万円</td> </tr> <tr> <td>7. 発行済株式数</td> <td>100,000株</td> </tr> <tr> <td>8. 決算期</td> <td>3月31日</td> </tr> <tr> <td>9. 大株主及び持株比率</td> <td>株式会社グリムス 90% プレミアムウォーター株式会社 10%</td> </tr> </table>	1. 商号	株式会社グリムスプレミアムウォーター	2. 事業内容	ミネラルウォーター等の飲料水の販売	3. 設立年月日	平成23年 6月 1日	4. 本店所在地	東京都品川区東五反田五丁目23番 7号	5. 代表者	代表取締役社長 那須 慎一	6. 資本金	50百万円	7. 発行済株式数	100,000株	8. 決算期	3月31日	9. 大株主及び持株比率	株式会社グリムス 90% プレミアムウォーター株式会社 10%
1. 商号	株式会社グリムスプレミアムウォーター																		
2. 事業内容	ミネラルウォーター等の飲料水の販売																		
3. 設立年月日	平成23年 6月 1日																		
4. 本店所在地	東京都品川区東五反田五丁目23番 7号																		
5. 代表者	代表取締役社長 那須 慎一																		
6. 資本金	50百万円																		
7. 発行済株式数	100,000株																		
8. 決算期	3月31日																		
9. 大株主及び持株比率	株式会社グリムス 90% プレミアムウォーター株式会社 10%																		

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	25,506	45,721	-	71,228	10,423	6,836	60,805
車両運搬具	-	3,287	-	3,287	1,098	1,098	2,189
工具、器具及び備品	35,282	6,990	-	42,272	16,732	7,121	25,540
有形固定資産計	60,788	56,000	-	116,789	28,253	15,056	88,535
無形固定資産							
ソフトウェア	53,884	86,826	-	140,710	32,475	25,724	108,235
ソフトウェア仮勘定	12,600	-	12,600	-	-	-	-
無形固定資産計	66,484	86,826	12,600	140,710	32,475	25,724	108,235
長期前払費用	1,605	1,432	-	3,037	1,220	450	1,816

(注) 当期増加額のうち主なものは以下のとおりであります。

建物	店舗開設内装設備	30,199千円
	資産除去債務	12,275千円
ソフトウェア	C T Iシステム導入	32,817千円
	社内E R Pシステム構築	51,860千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	45,290	-	44,708	581	-

(注) 当期減少額のその他は、支給実績額との差額の戻入によるものであります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2)【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	608
預金	
当座預金	305
普通預金	756,115
別段預金	1,015
小計	757,436
合計	758,045

売掛金

(イ)相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)クレディセゾン	217,327
(株)オリエントコーポレーション	53,348
NTTファイナンス(株)	35,023
(株)セディナ	30,137
NECキャピタルソリューション(株)	28,537
その他	108,431
合計	472,806

(ロ)売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日) (A) + (D)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	2 (B) 365
362,207	4,066,092	3,955,493	472,806	89.3	37.5

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

商品

品目	金額(千円)
電子ブレーカー関連	4,472
エコキュート・IHクッキングヒーター関連	19,759
住宅用太陽光発電システム関連	32,152
その他	23
合計	56,407

敷金及び保証金

相手先	金額(千円)
(株)コロナ	50,000
(株)京セラソーラーコーポレーション	40,000
岡部産業(株)	29,968
イオンリテール(株)	11,230
ロック開発(株)	8,000
その他	30,035
合計	169,234

買掛金

相手先	金額(千円)
(株)京セラソーラーコーポレーション	76,584
(株)ネオ・コーポレーション	33,491
(株)コロナ	17,033
高島(株)	10,472
(株)データ・ウェーブ	8,208
その他	21,938
合計	167,728

未払金

相手先	金額(千円)
未払給与	94,339
品川社会保険事務所	7,247
さつき工業協同組合	7,239
トヨタファイナンス(株)	5,532
(株)京セラソーラーコーポレーション	5,290
その他	30,239
合計	149,890

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報

	第1四半期 自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	第2四半期 自平成22年7月1日 至平成22年9月30日	第3四半期 自平成22年10月1日 至平成22年12月31日	第4四半期 自平成23年1月1日 至平成23年3月31日
売上高(千円)	835,198	1,038,191	996,420	1,018,244
税引前四半期純利益金額 (千円)	30,314	129,787	187,696	138,041
四半期純利益金額 (千円)	15,376	73,925	105,286	76,425
1株当たり四半期純利益 金額(円)	8.91	42.82	62.14	45.44

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲二丁目3番1号 住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告が出来ない場合は、日本経済新聞に掲載します。 公告掲載URL http://www.ub-energy.com/ir/index.html
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1 . 平成23年2月10日開催の取締役会決議及び平成23年3月11日開催の臨時株主総会の承認に基づき、平成23年4月1日付で持株会社制に移行するため新設分割の方式の会社分割を実施するとともに、同日付で商号を株式会社ユビキタスエナジーから株式会社グリムスに変更しております。よって、公告掲載URLは以下のとおりとなっております。

公告掲載URL <http://www.gremz.co.jp/ir/koukoku.html>

- 2 . 当会社の株主は、当社定款の定めにより、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第5期）（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）平成22年6月25日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書

平成22年6月25日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

（第6期第1四半期）（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）平成22年8月11日関東財務局長に提出。

（第6期第2四半期）（自平成22年7月1日至平成22年9月30日）平成22年11月12日関東財務局長に提出。

（第6期第3四半期）（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）平成23年2月9日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

平成22年6月28日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

平成23年2月10日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2（新設分割）に基づく臨時報告書であります。

平成23年3月11日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

平成23年5月20日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（監査公認会計士等の異動）に基づく臨時報告書であります。

平成23年6月1日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）に基づく臨時報告書であります。

(5) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自平成22年9月1日至平成22年9月30日）平成22年10月5日関東財務局長に提出

報告期間（自平成22年10月1日至平成22年10月31日）平成22年11月4日関東財務局長に提出

報告期間（自平成22年11月1日至平成22年11月30日）平成22年12月1日関東財務局長に提出

報告期間（自平成22年12月1日至平成22年12月31日）平成23年1月4日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月25日

株式会社 コビキタスエナジー
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 御子柴 顯

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武井 雄次

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社コビキタスエナジーの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コビキタスエナジーの平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社コビキタスエナジーの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社コビキタスエナジーが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年6月24日

株式会社 グリムス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 御子柴 顯

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武井 雄次

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社グリムス（旧会社名：株式会社ユビキタスエナジー）の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グリムスの平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成23年4月1日付で会社分割を実施し、持株会社へ移行した。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社グリムス（旧会社名：株式会社ユビキタスエナジー）の平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社グリムスが平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。